

## 天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議（第4回）議事録

1 日 時：平成28年11月14日（月）15：30～18：49

2 場 所：総理大臣官邸小ホール

3 出席者：

・天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議メンバー

今井 敬	日本経済団体連合会名誉会長
小幡 純子	上智大学大学院法学研究科教授
清家 篤	慶應義塾長
御厨 貴	東京大学名誉教授
宮崎 緑	千葉商科大学国際教養学部長
山内 昌之	東京大学名誉教授

・政府側

杉田 和博	内閣官房副長官
古谷 一之	内閣官房副長官補
近藤 正春	内閣法制次長
西村 泰彦	宮内庁次長
山崎 重孝	内閣総務官
平川 薫	内閣審議官

4. 議事録

（1）開会

○ただいまから第4回「天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議」を開催いたします。

本日は、資料1の「有識者ヒアリングの開催について」に沿って、第2回目の有識者ヒアリングを実施いたします。

（2）渡部 昇一 上智大学名誉教授

まず、上智大学名誉教授、渡部昇一様から御意見を伺いたいと思います。

資料1の八つの意見聴取項目につきまして、20分程度御意見を陳述していただいた上で、

10分程度の意見交換をいたしたいと思います。皆様、時間厳守に御協力をお願いします。

それでは、渡部様、よろしく願いいたします。

○あの天皇陛下のおことばを承りしたときに私は大変驚きました。また、大変有り難いことだと思いました。象徴天皇としてのお仕事は常に国民の前に見えるように被災者だとか、あるいはペリリュー島までいらっしゃって慰霊のことをなさるといことは本当に有り難いことで、特に80歳を超えた方というのは、私も今86歳で、70歳とは全然違うのです。それはもう病人です。その80歳を超えました天皇陛下がいつもその姿を見せて活躍なさることが象徴天皇の仕事として重要だとお考えの御様子には、本当に感激しております。

しかし、本当は、そうなさる必要はなかったのだということを脇にいる方が申し上げてしかるべきだったと思います。それは、天皇のお仕事というのは、昔から第一のお仕事は国のため、国民のためにお祈りされることであります。これがもう天皇の第一の仕事で、これは歴代第一です。だから、外へ出ようが出まいがそれは一向構わないことであるということ、あまりにも熱心に国民の前で姿を見せようとなさってらっしゃる天皇陛下の有り難い御厚意を、そうまでなさなくても天皇陛下としての任務を怠ることにはなりませんよと申し上げる方がいらっしゃるべきだったと思います。

明治天皇の御製にも「民のため心のやすむ時ぞなき身は九重の内にもありても」と。だから、宮中にあっても絶えず祈っておりますぞということで、これが私は天皇の本当のお仕事であって、あとはもうお休みになって宮中の中でお祈りくださるだけで十分なのですと説得すべき方がいらっしゃるべきだったと思うのです。そうすれば、皇室典範どおり年号も変わらずに天皇のままですらいらっしゃって、そして皇太子殿下がこれも皇室典範どおりに摂政になられますれば何の問題もなくスムーズにいった話だと思います。

これから申し上げることは恐らく皆さん皆御存じのことでありましょうけれども、私も意見としてもう一度申し上げておきたいと思います。それは、皇室典範というのは厳かな法律です。皇室には明文に決めた皇位継承についての規則はありませんでした。全部皇室の中のお話で決まった話でございました。ところが、それがやはり明治に憲法という形で国民のために明文化された法律ができましたときに、皇室の家のほうにも明文化しようということになったわけでありまして。そのときに中心になったのは伊藤博文、井上毅というような方と明治天皇、あるいは学問のある公家たちであります。

伊藤博文といいますと学問もないくせになどということを行っている進歩的文化人の文章を読んだことがあります、そんなことはありません。彼は松下村塾の最後の弟子でありますけれども、旧幕時代に密出国の形でロンドンに参りましたときに持っていった本は頼山陽の『日本政記』だけです。頼山陽の『日本政記』は御存じのように恐らく天皇を中心とした日本で最初の通史であります。そういうのを勉強するような人でありました。

井上毅は、これまた天才と言われる人で、元来はフランス法を勉強された方ですが、日本の法律にかかわるようになってからは岩倉具視が特に人を選んで国学あるいは日本の歴史についても徹底的に勉強させた方です。そういう方が集まって日本の歴史、日本

の皇位継承についての徹底的な調査をなさいました。そのときに、日本の皇室に対して危険が生ずる、あるいは思わしくないことが生じたのは常に天皇が生前譲位なさったときであるという結果になりました。それで、摂政ということもありましたが、その摂政も藤原家などではまずいので、やはり摂政も皇位継承権のある方にすればよろしいというこの二点が皇室典範における天皇譲位に対する最も重要な項目でございます。

このときに伊藤博文や井上毅あるいは有職故実に詳しい公家たちとそれを決めるときに、皇室典範には一条一条、明治天皇が御臨席になってこれでいいだろうとおっしゃったわけです。これは決して簡単に変えてはいけないものなのです。それは幸いなことに占領下の日本において皇室典範の皇族に関する部分は変えられたこともあります。天皇の継承に関することに対しては進駐軍も幸いにして手を出しませんでした。これは実に全く重要なことでございます。それを今、皇室典範を変えるなどといったら何年かかるかわかりませんし、そうすると、今、お休みになりたい天皇陛下のお心に沿わないこととなります。臨時措置法をやるなどということをするのは、そんな軽々なことを言い出すと皇室のためにはよくないという歴史的な事実もあるわけです。

例えば皇室の中で天皇の王位継承権に対する皇族の中の争いがありますし、皇位継承権のある方同士の争いでもありますから、これはなかなか難しい。そうしますと、それなら代わりばんこにやればいいではないですかなどと言った鎌倉幕府のおかげで、東西日本に空前の天皇が二人いるような時代が生じたわけです。それは臨時措置法でやればいいではないかという方と通ずる。幕府のほうが、あなた方、けんかしていらっしゃるなら代わりばんこでやればいいと軽く言ったわけですが、そんなことで皇室に口を出させますと、これは長い間にわたってとてつもない傷になり得ます。だから、臨時措置法などという簡単なことを口にするべきではございません。変えるなら本当に慎重に、天皇陛下も御参加の上で皇室典範を変えるのはあり得ます。しかし、それは今の天皇陛下がお休みになりたいという気持ちとは全然相容れません。というわけで、私は皇室典範どおりに天皇陛下は年号も変えずにそのまま宮中におとまりになってお祈りくださり、皇太子殿下が摂政になるのが一番いいと思うわけです。

さらに一つ加えますと、私は昭和天皇の例を挙げておきたいと思います。昭和天皇は御存じのように明治天皇をこの上なく尊敬なさった方です。この方は明治天皇のお決めになった立憲政治に忠実でいらっしゃいました。ですから、政治に直接口を出される、表明なさるといふことはありませんでした。あったのはたった2回です。それもいずれも内閣がやっていけないということで立憲政治を放り出したとき、あるいはなくなったときでした。第1回目は二・二六事件のときで、あれは岡田首相が暗殺されそうになったということになりまして、政府が機能しません。それで軍部のほうもおたおたしてどうおさまるか何もわからなかったのです。そうしたら、そのとき昭和天皇は立憲政治が働かなくなったとおぼしめされて二・二六事件のあの反乱軍を、彼らは反乱軍であると規定されたわけです。それはいつ、どうやって収束するかわからなかったような二・二六事件もたちまち春の淡

雪のごとく消えたわけです。

もう1回は、終戦のときで、あのときはポツダム宣言を受諾するかしないかフィフティー・フィフティーに分かれたわけです。そのとき、鈴木貫太郎首相は決めるべきでございましたが、首相は投げ出しました。「我々では決めることができません」と、そのとき初めて昭和天皇はそれならば言おうということで、「私は外務大臣の意見に賛成である」と公におっしゃったわけです。この2回だけです。

あとは終戦後の危ないときです。いつ占領軍が皇室をやめさせるかわからないときがありました。これは私の記憶の中にもある時期です。昭和21、22、23年あたりは非常に危なかったのです。それで日本の良識のある方と言われます有名な大学の学長だとか、それこそ最高裁判所の長官まで、あるいは有名な保守思想の人まで、天皇陛下は敗戦の責任あるいは戦争の責任を負われて退任なさったほうが皇室のためにはいいのではないかということを実際新聞とか何かにも言っていたわけです。ところが、昭和天皇は、明治天皇がお決めになった皇室典範どおり絶対に譲位なさるとはおっしゃいませんでした。

それがどのぐらい有り難かったことかということ、今になって初めてわかるのです。それは歴史を振り返ったときに、戦前も戦中も戦後も元首でありました天皇が変わらなかったということは日本の統一に大きな傷はつかなかったということになりまして、非常に日本の自信の元になっているわけです。日本人の自信になっていると思います。いわんやこれから数百年たって日本史を振り返ってみますと、占領軍の7年間などはただのエピソードにすぎないような話になります。それこそ、やはり昭和天皇が譲位なさらなかったことが、時代が経ってみますと、いかに重要で有り難かったか、これがよくわかるわけです。それは明治天皇や伊藤博文や井上毅などが譲位なさらないのが、生前譲位がないのが歴史から見ても一番皇室を守るために重要だという結論を証明したようなものでございます。

問題は、今の天皇陛下が摂政は好ましくないとおっしゃったことです。これは公におっしゃる前に、そばにおつきの方が「そんなことをおっしゃってはいけませんよと、そんなことをおっしゃるのは国民のために、非常に有り難いことです。目に見えるところでお働き続けたいというお志ですから。そうなさることはない。十分お休みになってもお祈りすれば十分です」とおっしゃる方がいればよかったです。おっしゃる方がいないから、今、天皇陛下は皇室典範の違反を犯そうとしていらっしゃいます。だから、それはそうさせてはいけません。皇室典範を変えてはいけないし、臨時措置法などというインチキなものを作ってはいけません。どうしてもこれはしかるべき人が説得すべきです。

幸いなことに、これからは私の感想でございますが、安倍首相という方がいます。この方は今年でしたか、サミットでは主要国の首脳を全部伊勢神宮にお連れ申して皇室の御先祖に敬意を表させました。このようなことは空前のことではございました。ですから、安倍首相の皇室に対する思い、尊敬の念に関しては、それこそ一点も疑う余地がございません。幸いにして、この安倍内閣は長期内閣であると決まりましたし、この安倍内閣が皇室会議などで意見をまとめられまして、天皇陛下に、「今、天皇陛下がおっしゃったことは有り

難過ぎることなのだと、そこまでお考えにならなくても結構ですよ」と言われて、「ああそうか」と言ってもらえば全て済む話です。そうしますと、これは今、御存じのように世界は首相が至るところで、主要国でみんな代わる、ほとんど全部代わるような事態でございしますが、この日本においては天皇の交代といましようか譲位も一切の波風立たずにスムーズに年号も変わらず天皇は天皇のままでいらっしやって、王位継承権のある摂政になられたということで、日本の安定感を世界に示す、いいすがにもなるのではないかと考えておる次第でございします。

それで、私の意見は大変簡単でございまして、皇室典範どおりということでございます。○ありがとうございます。

それでは、意見交換を行いたいと思います。ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見などございましたら、お願いいたします。

どうぞ。

○大変感慨を持って伺いました。一つだけ御質問申し上げますが、戦後の象徴天皇制の下では、国民との交流とか活動とか、国民の信頼を勝ち得てこそ象徴の役割を果たせるという見解もございしますし、また、世論調査の少なくとも今までの結果では、87%がそれを支持するという結果が出ておりますが、これについてはどうお考えでしょうか。

○それは国民の方がやはり天皇陛下を早く休ませたいというお気持ちだと思います。その休ませるといことがいかに重大なる結果をもたらすかは普通の国民は考えが及びません。それは皇室典範違反なのです。

○結局お話を伺っていますと、陛下に終身在位をお願いするというお考えだと思います。その場合、お年を召されるとともに超高齢化時代において、畏れ多いことですが、かえってそれは陛下の御尊厳を傷つける、損ねることにならないかという心配もあるのです。その点はいかがですか。

○そんなことはございしません。それは明治天皇のお歌にあるように、それは「民のため心のやすむ時ぞなき身は九重の内にもありても」ということは、もう国民のため、国家のため、お祈りさえしていただければそれは天皇の一番の中心のお仕事であると私は考えていますし、日本の歴史はそれ以外ありません。そうでなければ万世一系もないわけです。ですから、宮中の祭儀すらも肉体に関係あることは王位継承権のある摂政の方がなさればいいのです。わざわざ伊藤博文たちが王位継承権のある皇族の中から摂政を選べと言ったのは、藤原氏みたいな者ですと摂政が宮中の祭儀を行えないのです。王位継承権のある方ならば代理してもおかしくないのです。だから、その辺までも今の皇室典範というのは考え抜かれて、明治天皇もそうだなと言われたものです。そして、昭和天皇が最後までお守りくださったわけです。昭和天皇が摂政を言われなかったのはいろいろな理由がございしますでしょうけれども、「お休みになっても大丈夫ですよ」と申し上げる方が脇にいなかつただけの話だと私は思っています。

○ほかにどうぞ。どうぞお願いします。

○先生、ありがとうございます。

私も陛下のお仕事をできるだけ皇太子殿下、秋篠宮殿下などに代わっていただいて陛下がそのままお務めいただくことができればそれは一つの考え方だと思うのですが、そのときに一つ考えなければいけないかなと思いますのは、これだけ高齢化社会になって長寿社会になってまいりますと、天皇陛下がずっとお務めいただいた場合、今度、次に即位される天皇陛下はかなり御高齢で即位されるということになってくるかと思いますが、それは問題ないでしょうか。

○同じことです。

○しかし、もう少し具体的に申しますと、最近の超高齢化社会の中で皇族の方も例外ではなく、最近亡くなられた宮様たちの中には100歳で亡くなられた方、あるいは香淳皇太后のように97歳であられた方もおいでですが、高齢の方が沢山いらっしゃいます。このような事情を比較しても、今上天皇は今上のままやはり天皇の地位にあるべきだということでございますか。

○それは一向構いません。心の中で祈っていただければ構わないわけです。九重の中にありまして、そして、摂政の方が王位継承権を持たれる方ならば十分であります。もしそれでも不安であるならば、それこそ何年もかけて最初の皇室典範を作ったぐらいの入念さで歴史を調べ、皇室の安泰を調べて改正なさるならば、それはそれで反対いたしません。しかし、これは今の天皇陛下がお休みにになりたいというのでは全然間に合いませんですね。

○よろしいでしょうか。

○どうぞ。

○先ほど歴史のお話で、譲位によって南北朝時代、いろいろな勢力争いが出てしまったというお話がありましたけれども、今日、現状で見るとそのような状況とはかなり変わってきていると思うのです。しかしながら、やはり退位を認めると男系男子による皇位継承という今までの流れに支障が生じるというように先生はお考えでしょうか。

○皇室というのは現状だけで考えてはいけません。それを明治天皇も伊藤博文も井上毅も痛切に感じたわけです。だから日本史を徹底的に研究して、将来まで考えたわけです。今後何百年続くかもしれません。早速そういう問題が大正天皇のときに出たわけです。そして、また今回も出てきているわけです。それで今までもそれをゆるがせにしますと北条幕府みたいなことがいつ出るかわからないです。そうすると、今ならば臨時措置法をやっても王位継承とか皇室の尊厳に関係ないと考えますけれども、これから100年後、200年後、どのような者がそんなことを言い出すかわからないです。

○摂政を置いた場合に、天皇がずっと続けられますね。そうすると、国民の目で象徴天皇はどちらだという危惧が起こるという説もあるのです。

○そんなことはありません。それこそ天皇陛下の名前が残りますし、年号もそのままです。そして、天皇陛下は今、皇室の中で国民と国のためにお祈り続けていらっしゃいます。それを皇太子殿下が外に現れた事務的なことを主として処理していらっしゃいます。幸い、

皇太子殿下は男盛りでございますので、大変結構なことでございます。そして、表に現れないでも皇室の尊厳が揺らいだことはございません。戦国時代などを見ても、それは戦争をみんなやっていますから、貧しくて本当に塀が破れても直すこともできなかったけれども、大名の一人として尊敬心をなくした人はいないのです。だから、日本における天皇という方は別に目に触れてお働きになるのは有り難いけれども、それは二の次であって、皇室の中の国民に対する祈りをなさる方、これは我々の日本人の2000年の伝統でございます。○ありがとうございました。

時間がまいりましたので、これで渡部様からのヒアリングを終了いたしたいと思います。渡部様、どうもありがとうございました。

### (3) 岩井 克己 ジャーナリスト

○それでは、次に、ジャーナリスト、岩井克己様から御意見を伺います。

資料1の八つの意見聴取項目につきまして20分程度御陳述いただきまして、その後、10分程度の意見交換をいたしたいと思います。皆様、時間厳守をよろしく願いいたします。

それでは、岩井様、よろしくお願いします。

○お疲れのところをお時間いただきまして申し訳ございません。

私は専門家ではなくて現場で生の姿をずっと30年近く拝見してきた、いわば職人といえますか、皮膚感覚、その現場感覚みたいなものを感じたところを述べさせていただきます。活字メディアの後輩諸君がレジュメ、レジュメと言うものですからレジュメにまとめまして、ほぼ忠実に読み上げさせていただく。申し訳ないのですが、それで質疑をいただければと思います。では、いかせていただきます。

私の前提としましては、昭和天皇の晩年から逝去と葬儀、そして現天皇陛下の即位からこれまでの平成の天皇・皇族方の御活動や「生病老死」を30年間間近で取材し、報道し続けてきた人間の立場から意見を述べさせていただきます。

まず強調しておきたいのは、天皇の崩御継承あるいは終身在位というのは残酷な制度だという率直な感想です。天皇の崩御継承、自然人でありながら国家機関でもある天皇の終焉は、それが国家機能に直結するだけに、メディア側も総力を挙げて突っ込んで取材し、事細かく報道せざるを得ませんでした。

昭和天皇のがん発病、そして、吐血・下血に苦しむ御病状や悲しむ皇族方の御様子の取材合戦は極めて厳しく、身近でお人柄に接する者としてはつらい仕事でした。

また、例えば当時の竹下内閣は消費税国会の真っ最中、厳しい政局運営を抱えておられ、竹下登首相が御病状の見通しを侍医長から聞くため足しげく皇居を訪れる姿を目撃し、その苦渋の表情は今もよく覚えております。崩御・皇位継承・大喪となれば国会審議など吹っ飛んでしまうからです。国民も病状の推移に一喜一憂し、津々浦々まで自粛の波が覆って国民生活にも少なからぬ影響が続きました。

この度の天皇陛下の「お気持ち」を拝読して、超高齢化時代にあって天皇が高齢による限界に直面したときには、生前に譲位すべきではないかとの問題提起と受け止めました。科学者でもある人間天皇らしい理にかなったお考えだと思います。同時に、国や国民、残される皇室の方々に対する象徴天皇としての強い責任感と思いやり、高い倫理性がにじんでいると思いました。

2 ページに参ります。高齢譲位の選択肢は設けるべきだ。

譲位が通例化したとされる聖武以降は光格まで7割近い天皇が譲位をしております。譲位すれば光格以来200年ぶりの譲位だと言いますがけれども、譲位を排除した帝国憲法制定前までの天皇は、仁孝、孝明の2代だけで、47歳、36歳で急病死されたわけです。皇統の不安定化や院政の心配は象徴天皇が定着した現代では考えにくいのではないのでしょうか。

譲位は認められてしかるべきと考えます。歴史上、譲位した天皇は北朝を除いても58方と半数近い。神武天皇や欠史八代と言われる神話の時代の天皇を含めてもです。聖武以降では7割近い天皇が生前に譲位しています。

明治の皇室典範は、長い歴史を踏まえて定められたと強調する方もおられますが、皇室制度の成文化化、これ自体が新しいことでした。成文化化に大きな役割を果たした岩倉具視、当時、最高の法制家であった井上毅、柳原前光も譲位や太上天皇を想定して典範原案を作りました。しかし、伊藤博文がかなり強引に終身在位を決めた経緯があるようです。

「神勅天皇」を戴いて日本の近代化を進めた明治の典憲体制は、戦争で国内外に多大な犠牲を生んで58年間で終わりました。戦後、国民主権、象徴天皇、平和主義を柱とする日本国憲法は帝国憲法をはるかに超えて施行から70年を迎えようとしています。

譲位により上皇や院政の弊害が生じるとか、恣意的、強制的な退位があり得るといった心配は考えにくいでしょう。国民主権下でのコンパクトな象徴天皇制が定着し、高度な情報化社会が進んだ現代では考えにくい。

皇位継承候補者が数多くいて、院を含め大勢の皇族、公家集団がそれぞれに荘園などの経済力を保持し、武力集団、寺社勢力との関係も絡んで権力闘争が起きやすかった時代のような不安定化は杞憂でしょう。何しろ皇室が後継者不足に悩まれており、そちらが心配な現代では現実離れした心配のように思います。

皇室のありようは長い歴史と時代の推移に鑑みて、もう少し柔軟に考えてもいいのではないのでしょうか。

摂政は不可。

重患に陥った天皇の尊厳が傷つく。大正天皇の例が思い浮かびます。

皇族摂政は、聖徳太子、中大兄皇子、草壁皇子の3人だけで、昭和天皇まで1200年以上皆無でした。

摂政は象徴ではありません。活動も不完全になる。中途半端な立場で本人も周りも苦勞される。昭和天皇も苦勞されたと聞いております。

祭祀の核心部分は、摂政はできない。とりわけ新嘗祭がそうだと思います。



機能停止した天皇と摂政の並立でも「象徴の二重性」は弊害があるのではないのでしょうか。

超高齢化社会で天皇・皇族も御長命の時代である。三笠宮100歳、香淳皇后97歳、高松宮妃92歳、昭和天皇87歳、秩父宮妃85歳。摂政が長引けば皇室の機能不全が深刻化するおそれがあります。

徳川義寛元侍従長と話していて、「摂政はダメなのよね」と断言されて驚いたことがあります。尾張徳川家の末裔で、二・二六事件直後から昭和天皇に50年以上仕えた側近中の側近です。

歴史上、藤原氏、五摂家など政務を執る「人臣摂政」は大勢いましたが、「皇族摂政」は聖徳太子、中大兄皇子、草壁皇子の3方のみで途絶え、昭和天皇が大正天皇の摂政に立つまで1235年間一人もおられません。祭祀一つとっても新嘗祭で摂政はお供えまでしかできず、穀霊と触れ合う肝心の「神人共食」はできない。ちなみに徳川侍従長のお父様は摂政時代の昭和天皇の新嘗祭の介添えをしたことがあるそうです。摂政という中途半端な立場にはいろいろと無理があって昭和天皇は苦勞されたと言っておられました。また、香淳皇后の陵に埋められた摂政宮の日記には「死にたい」とまで記されていたと聞いています。

現行の憲法・典範でも摂政は「象徴」ではありません。主に天皇の意思能力がほとんど失われたときに置かれるもので、機能を失った象徴と摂政宮が併存する状態が続くこととなります。それに、摂政を置くためには大正天皇のときのように容赦ない病状悪化の発表は避けられず、御本人の人間としての尊厳にかかわる事態となるのは崩御継承と同様です。

摂政は法的にも国事行為は代行できても、天皇の意思に基づく公的行為がそのまま直ちにできるというわけではありません。伝統至上主義の立場からは「天皇は祈りを捧げておられるだけでいい」「機能を失われても御存在自体が重要」とのお考えもあるかもしれません。しかし、超高齢化時代となって、天皇の伝統の中核とされている新嘗祭が不完全なまま長年経過すること、天皇と摂政の「象徴の二重性」が出来することも考慮に入れるべきではないでしょうか。

もちろん天皇が幼少であったり、重大な急な疾患や事故で天皇の意思能力が急速に失われてしまった場合の緊急避難的なものはやむを得ないと思います。

4 ページ、御公務の削減は困難。

①国事行為は国家機関としての天皇が天皇の意思にかかわりなく「内閣の助言と承認」により憲法で定められた儀礼的活動を行うもので削減できない。例えば副大臣の認証式は列立形式にするなど、わずかな運用の余地はあったとしてもそうだと思います。

②公的行為は天皇の意思、おぼしめしによって行われる。いわば顔が見え、肉声の聞こえる「人間天皇」、自然人が皇后とともに国民や海外の人々と心を込めて接して積み重ねられます。政府は憲法に定められた象徴の矩を超えないよう責任を持つが、政治利用は慎むべきものであります。いわば「自発的な運用」の問題であって、一律にスキームを決めて当てはめて削減・軽減するのは難しいのではないのでしょうか。天皇と補佐機関の宮内庁

との間で適時適宜に「運用」を相談されるべきものでしょう。

「その他の行為」についても同様だと思います。

戦後、元首から象徴となった天皇は、行政権も軍の統帥権も恩赦権も失い、立法でも裁可権を失って公布権のみとなりました。国家機関としては内閣の助言と承認に基づいて憲法に定める国事行為のみを行う。そこに天皇の意思の入る余地はなく、儀礼的・形式的役割に限定されています。

ただ、象徴の地位にある自然人としての「公的行為」が容認されてきた。内閣の助言と承認は必要なく、天皇の意思による。

現天皇陛下は、帝国憲法下の神勅に基づく元首としての天皇よりは日本国憲法下の象徴のほうが伝統的な天皇のあり方に沿うとの考えを示されたことがあります。戦後の象徴天皇の歩みは「神勅天皇」「統治権の総攬者」だった昭和天皇が昭和21年のいわゆる「人間宣言」と「戦後巡幸」から再出発して始まりました。現天皇も、その道を継承し、発展させておられるのだと思います。

天皇の生身の顔も見えず肉声も聞こえない神格化された時代がありましたが、今は人間として面差しが見え、肉声が聞こえる御活動です。

天皇にとっても「国民」とはのっぺらぼうの集団ではない。一人一人名前と顔があり、さまざまに苦しんだり悩んだり喜んだりしている「市井の人々」です。英語の「ピープル」の語感に近いかもしれません。私も国内のみならず外国の御訪問などでも同行取材して、それを感じた場面は枚挙にいとまありません。

「お気持ち」の中で天皇陛下は、務めを果たす中で人々への「信頼と敬愛」を育めたことに天皇の側から感謝されました。人々への思いに寄り添い理解してこそ天皇の「祈り」にも内実が伴う。これが「初代象徴天皇」の28年間の「模索」の結晶なのだと思察します。天皇にとって「公務」は負担だけではなく、象徴として生きる責務であると同時にやりがいでもあり、みずからも力づけられる大切なものだと思察します。

その意味で、公的行為はいわば天皇が皇后とともに精妙な綾錦を織りなすように積み重ねる多彩な活動です。一律にスキームを当てはめて削減・軽減するのは難しい。宮内庁もこれまで何度も陛下の公務削減を提案したが、陛下は難色を示されてきました。象徴としての責任感によるもので、今後、削減したり途切れさせたりするべきではないというお考えなのでしょう。

代々の天皇によってお考えやなさりようは変わり得る属人的なものだという面もあるかもしれません。ただ、その意味からも、皇室活動の「運用」の問題であって、天皇と補佐機関の宮内庁とで相談して決めていかれるべきものだと思います。

ちなみに、天皇の行為の三分説は、私の印象としては、昭和40年代後半ごろに整理され明確化され定着したのではないかと考えています。昭和天皇の御訪米の話が持ち上がった時期です。

当時、二つのニクソン・ショック、つまり、日本の頭越しの中国訪問と金ドル交換停止

によって日米関係が危機に陥りました。ニクソン政権と佐藤内閣、田中内閣との間で天皇の訪米計画が持ち上がりましたが、政治利用ではないかとの批判が上がり、金脈問題やウォーターゲート事件でさらに強まりました。宮内庁の側は消極的で、当時の宇佐美毅長官が断って一旦見送られ、野党も訪米のタイミングは「皇室の意向や宮内庁の判断」を政府が尊重することを条件に矛をおさめました。そして、日米双方の政権交代後に実現することになりました。

こうした経緯もあって「公的行為は天皇の意思による」という契機が明確にされたのだろうと考えております。したがって、天皇の公的行為は政治が随意に求めることは遠慮するという不文律も定着したのではないかと思います。

昭和50年の訪米に関しては、それを支えた外務省幹部OBから聞いた話も印象に残っております。実は当時、香淳皇后、当時72歳に御高齢特有の症状が既に始まっており、関係者は随分心配し、はらはらされていたといえます。結果的には大過なく、香淳様の笑顔は「エンプレス・スマイル」として多くの米国民に好印象を残しました。ただ、昭和52年夏に那須御用邸で転倒して腰を痛められて急速に御症状が進み、地方行啓や行事出席がほとんどない状態が続いて、平成12年に97歳で逝去されました。この間、25年間に及んだのです。超高齢化時代に同様のことが天皇に起き得ることを考えると、長年月を「摂政宮殿下」でつなぐことはむしろ非現実的だということを示すエピソードだと思います。

6ページでございます。一代限りの特別立法は不可。

①憲法は皇位継承について「法の定めるところにより」とせず、特に国会の議決した「皇室典範の定めるところによる」と明示しています。特別法は、特別法でどうにでもなる前例を作り、典範の権威・規範性を損なうということではありませんでしょうか。「王道」をいくべきだと思います。

高齢化に対応する譲位に論点を絞り、天皇の高齢、本人の意思、皇室会議での承認といった条件を付ければ典範本法の改正はさほど難事とは思えない。

典範や皇室経済法、宮内庁法など関係法令の小幅手直しが必要となる箇所は幅広く多いので特別立法になじまない。

④皇太子不在となることへの対処は特別立法になじまない。天皇の真摯な問題提起をあたかも一人の天皇のわがままであるかのように扱い、しづしづ一時の「抜け道」を作る安易な対処との印象を与えかねないのではないのでしょうか。

世論も譲位容認が9割、将来の天皇にも適用が7割と圧倒的に典範改正を支持しています。

当面は特別立法、将来は本法改正という2段階では、過去の経験から見て、当面の対処が済めば機運がしぼんで先送りとなるおそれがあると思います。

天皇陛下の問題提起は一人の天皇の私心や「わがまま」ではないと思います。戦後の憲法下で皇太子として「初代象徴天皇」として全身全霊で責務を果たしてきた御経験の末に、「象徴」のあらまほしき姿、その継承のありようについてお考えを述べられた。「個人的

考え」とはしておられるが、皇位継承者の皇太子殿下、秋篠宮殿下と3方で数年かけて十分にお話し合いになって合意されたと伺っています。いわば将来に向けたものです。

天皇陛下は、誰よりも歴代天皇、皇室の歴史に幼い頃から向き合い続けてきた方でもある。皇室制度にはさまざまな問題点や制度疲労もあり、陛下にはいろいろな思いもありません。皇室制度にはさまざまな問題点や制度疲労もあり、陛下にはいろいろな思いもありません。だと思いたすが、あくまで最低限の一点に絞り控え目に問題提起されている。

御年齢を考え、譲位の要件を高齢に絞り込んだ法改正には、与野党問わず、また多くの国民にも理解が得られるのではないかと。各種世論調査でも譲位容認が9割、将来の天皇にも適用が6、7割と圧倒的です。これは決して単純に「お気の毒」という一時の感情ではなく、陛下のお考えに多くの国民も共感した結果だと思いたす。

「皇室の伝統」は、明治から昭和戦前期までの典憲体制だけではない。廃止された旧典範や旧皇室令の形式にあまりにとられることは時代に逆行するもので、人間として親しみ敬愛される象徴天皇の時代にふさわしくない。天皇は「存在されるだけで尊い」とか「御簾の奥で祈るだけでいい」と祭り上げることは、かえってかつてのような神格化や政治利用につながるおそれもあるのではないのでしょうか。

現天皇は即位後朝見の儀で「日本国憲法と皇室典範の定めるところにより皇位を継承しました」と内外に即位を宣言されました。次の天皇は「日本国憲法と皇室典範及び特別措置法により」と宣言されるのでしょうか。天皇の皇位継承にかかわることは、いかに急ぐにしても、やはり「王道」をいくべきではないのでしょうか。

付け加えますが、天皇の呼称は太上天皇、敬称は陛下でいいと思いたす。天皇家の御身位は徳仁天皇、明仁太上天皇、雅子皇后、美智子皇太后となるのではないのでしょうか。

お住まいは「仙洞御所」と呼び、御活動は他の皇族方と同様の位置づけ扱いとし、皇室経済法上の内廷皇族とすべきでしょう。活発な活動を展開され、象徴の二重性が出ることを心配する方もおられますが、宮廷費で適切な制約が確保されればいいし、高齢の両陛下もそのような院政めいた「老後」はお考えになっていないと思いたす。ただ、おのずから活動がなかった香淳皇后の皇太后宮職や、ほかの宮家と違って、当直体制に必要な侍従、女官、侍医、大膳などの職員の配置は配慮されるべきでしょう。かつての皇太后宮職よりはだいぶ、今の東宮職よりは小ぶりといったところではないのでしょうか。

なお、譲位後には東宮職は廃止されることとなります。継承順位1位、2位の親王がおられる秋篠宮家の扱いをどうするか。できれば譲位の法制化の際に同時に議論されるべきだと思いたす。

すみません、少しオーバーしました。御清聴ありがとうございました。

○ありがとうございました。

それでは、意見交換を行います。ただいまの説明につきまして、御質問、御意見があればどうぞお願いいたします。

どうぞ。

○大変明快にありがとうございました。

二点お伺いしたいのですが、公的行為についてですが、今の天皇陛下はいろいろ積み重ねられて大変沢山のことを国民のためにやってくさっているということで、公務の範囲を国民もそのように考えているということがあると思いますが、その公的行為は自発的な運用の問題であるとお書きになっていらっしゃると思いますが、その時々のお天皇によって異なり得るといって考えてよろしいのでしょうか。そうであれば、高齢によって公的行為の実施がなかなか難しくなると今の天皇陛下が思っているとしても、将来に向けての適用と考えた場合に、その公的行為はそれぞれの天皇陛下によって変わり得るとすれば、必ずしも同じようには扱えないということが出てくるのではないかと。

もう一点は、高齢による譲位というお話でございますが、高齢というのは、やはりそれぞれの天皇陛下によって能力、身体能力等いろいろ変わり得ると思いますが、そのあたり、今の天皇陛下についてというのは国民も皆、世論調査などによれば、お気の毒だといふように考えていると思いますが、それを将来的に適用することについて、今の公的行為の範囲、高齢の意味合いの違いを踏まえて、どのようにお考えでしょうか。

○公的行為は全て天皇がゼロから私がやるというわけではなくて、いろいろな求めがものすごくいっぱいあります。その中でどれを選んでなさるかということで、国民体育大会とか国会の開会式とか、これは招待に応じるという意思があるのですけれども、応じないという意思もあり得るわけです。そういう意味では、そういう大事なものはなかなか削減できないが、では、国会の開会式に呼ぶのをやめようとか、それから、国民体育大会、文科省なり何なりにもう天皇招待をやめようではないかと、そういうことになじむのかどうか。それはある意味ではその時々のお天皇のおぼしめしというかお気持ちに応じ、体力に応じて、一つ役割を果たしたからこの催しはもうやめましょうと関係者の間で調整して、それまでスキーム化して、これは切りましょう、あれは切りましょうとどこかの主体が、行政なりあるいは政府なり国会がスキームを作るといふのはものすごく難しいのではないかと私は思うのです。

したがって、御負担を考えながら、宮内庁は現に御負担軽減の策を必死になってお勧めしたのですけれども、今の天皇はお認めにならなくてここまで参りました。しかし、昭和天皇の場合ははるかに少ない公的行為をやっておられました。それについて、中にはいつの間にか徐々に今年からやめようとか、飛び飛びになさるけれども、だんだん名前が消えていくとかそういうやり方もあったわけで、そういう意味で、なかなかいかに有識者会議で幾ら詰めても多分一つのスキームを見付けるのは難しいのではないかとことを強調したかったわけです。

御年齢なのですけれども、客観的な基準として何歳というのを設ける。これはある意味では天皇の意思を認めるかどうか絡むのでしょうかけれども、高齢と言えば私も来年古希で、高齢者は65歳という線もあるし、あるいは古希という線もあるし、それから後期高齢者という線もあるし、これは何歳と決めなければいけないのかというのが私の素人としての感覚なのです。人によって違います。100歳を超えてもぴんしゃん活躍しておられる方も

おられますし、個人差がありますので。例えば皇族が皇室を離れるのについても、やむを得ない事由があるときは自分の意思により皇室を離れることができるという定め方をしている典範がなぜこの御年齢について客観的な基準というのをうるさく言わなければいけないのかな。どうしてもというのなら、ぎりぎり後期高齢者くらいかなというのが私の素人なりの考え方です。それも線を引いた後、別に退位、譲位される前提で引いているわけではなくて、これを超えてなおかつ御活動にさまざまな支障に直面されたのを踏まえて、陛下のお気持ちを相談しつつ皇室会議の側から発議するというようなやり方しかないのではないかなという気がします。

だから、私は法制家でもなく全くの素人ですけども、いわば皮膚感覚的に言うと75ぐらいを超えられたら、場合によっては御本人の意思によって退位することができる、譲位することができる。そうすると、天皇の大喪の礼のようなものすごい修羅場、恐らく官邸も大変なことになると思います。そういうものは避けられるではないかということを経済的に陛下のおことばから読み取れます。そういう総合的に見てなかなか考え抜かれた、あるいは非常に思いやりのある「おことば」だったなというのが、恐らく死なずに何とかぐり抜けて今まで生き抜いた私のあのときの実感でございます。

○どうぞ。

○大変詳細にありがとうございました。

二点だけ短く伺いたいのですけれども、一つは三笠宮の例をお出しになりながら非常に皇室の方々も御長寿になっておられるというお話、今のお話とも関連いたしますが、それは主に陛下なり御本人が御長寿になるということで誠に喜ばしいことですが、よく言われるように、陛下が御長寿になられれば、それを継がれる方も高齢で即位されることになるということにもなるかと思いますが、先生が長寿について触れられるときには、その辺も含めておっしゃっているのかどうか。

もう一つは、世論のことをおっしゃっておられますけれども、確かに今回、私も同じような思いを持ちましたけれども、陛下があのような問題提起をされて国民の8割といった割合の人たちがそのとおりだというように思っていて、それを受けてこれを認めるべきではないかという御趣旨だったかと思います。それは確かに国民統合の象徴としての陛下ということを経済的にもっともかと思うのですが、同時に、陛下が直接国民に提案されて、国民がそれを是としたので物事が進むということになると、それが憲法上の問題までいかどうか分かりませんが、これをどう考えるかということと、もう一つは、世論というのはその時々で案外大きく振れることもありますので、その時々で世論で陛下の進退を決めてしまってもよいのかという危惧も若干あるかと思うのですが、その辺についてどうお考えかお聞かせいただければと思います。

○憲法上疑義がないとまでは私も思いませんし、最初の瞬間、踏み込み過ぎているのではないのでしょうかというのが第一印象だったのですが、おことばを聞くに及んで、その辺の限界をぎりぎりまで踏まえて、これは御本人しか問題提起できない問題である。しかも憲

法上、何か政治的影響が大きく国家、国民にマイナスの影響が出るとか、あるいは党派性が出るとか、そういう実態的に政治にかかわるといものではないのではないか。ある意味では一人の人間としての最も遠慮がちに、一言こういうことは考えられないかという問題提起をされた。その問題提起をそのまま実現すると、これは政治利用と言われるぞというところにとられる必要はないのではないか。

おっしゃるとおりに仮になったとしても、それはあくまで政府なり国会なり、国会でもいろいろな立場の方が議論した結果そこに着地することが、結果としてそのとおりになったら政治利用で、そのとおりにならなければ政治利用ではないという性格のものではないのかなという気がします。

○どうもありがとうございました。

一代限りの特別立法は不可と明言されておられるのですが、それを承知で少し伺いたいのですが、やはり御高齢になられ、加齢を重ねられる。今、慎重さが大事であると同時に、他方でスピード感ということも私は大事ではないかと思うのであります。そのときに典範の改正こそ王道とおっしゃっておられ、誠に共感する部分も多いのです。しかしながら、やはり今おっしゃられた陛下の一人の人間として慎重ではあるにせよ、問題提起をなされたことに対して、やはり現実的にお答えしていく、あるいは国民が何かの成果を具体的に期待するとすれば、特別法の制定も一つの選択として残るのではないかと思うのです。その際に、最近、例えば法制局長官も特定の制定法である皇室典範の位置づけと、皇室典範の特例や特則を認め、定める別法、これも皇室典範の中に含まれ得るという解釈を示されたわけですね。私たちとしてはいろいろな想定をしないといけないのですが、この長官の解釈や典範法との関係についてはどのようにお考えになるでしょうか。

○私は素人ですので、そのお考えが理解できないのです。つまり、そういうようにいろいろな法技術的にこういう方法もあるとおっしゃいますが、では、本法改正はどこがそんなに難点があってどこがそんなに難しいのかという説明をしてくださる方が今までいなかったといえば恐縮なのですが、多分一般の記者も国民も、難しいと聞いているから何となくそうなのかなと思うのですが、そもそも小泉内閣の有識者会議のときに皇位継承原則の大原則を変えようというときにも、10カ月ぐらいの有識者会議がありました。それに比べれば、これがどこでそんなにハードルが高いのがあるのかな。であるならば、何とか本法改正でやるのが王道ではないのかしら。特別法なるほどと、特別法でもできますよというのではなくて、特別法にすべきだ。なぜならば、ここにハードルがあるから時間がかかるのだというところが納得いく説明をしていただかないと、何だか先ほど言葉は過ぎたかもしれませんけれども、一人の天皇がたまたま言い出したから認めてあげようという印象を与えることを私はおそれるわけです。

○どうぞ。手短にお願いします。

○どうもありがとうございました。

冒頭におっしゃった残酷な制度であるというのは私も本当に同感するところなのですが、

摂政が不可であるというお話の根拠は、象徴の二重性というところを強く挙げられました。もし御退位された後に、御退位はされているけれども、お人としてはいらしてくださるわけですね。そうすると、次の代の天皇と御退位された、引退された天皇とが象徴の二重性と同じような問題を抱えるという心配はないのでしょうか。

○まさにそれなのです。つまり、上皇が出れば象徴の二重性が生じるとおっしゃるならば、摂政でも二重性が生じませんかということをおし上げておったのです。答えにはなっていないかもしれませんがね。

○そうすると、例えば上皇という名前になるかはともかくとして、そちらの二重性についてはよろしいではないかという御意見ですね。

○そうですね。先ほど申しましたように、御高齢である、活動に相当支障が出るような御状態になっておられるということ。活動の量が極めて一般の皇族ぐらいの宮廷費で制約を設け、飛躍しますが、ヨーロッパの王室を見ておりましたも、引退されたクイーンなりキングが影響力を発揮して二重性が生じているなどという例はあまり聞いたことがない。例えばイギリスなどでも私はバッキンガムの晩さん会をのぞかせていただきましたけれども、クイーンマザー・エリザベス、ちらっと姿を天皇のために見せてくださりまして、非常に穏やかな敬意と親愛の情がずっと広がりました。しかし、それ以外に全く活動はない。そういう方が出てくださったということがありますが、それではエリザベス女王がかすむかということではない。やはり女王はエリザベス二世であるという場面にある種、感銘を覚えたという穏やかな、もちろん、あくまでクイーンにはなっておられないクイーンマザーですけども、そういう第一世代、第二世代、もちろん下には第三世代、第四世代とおられるそういう方々。

○それでは、時間がまいりましたが、何かございますか。

○もう結構です。

○よろしゅうございますか。それでは、時間もまいりましたので、これで岩井様からのヒアリングを終了いたします。岩井様、どうもありがとうございました。

○どうも御清聴ありがとうございました。

#### (4) 笠原 英彦 慶應義塾大学教授

○それでは、次に慶應義塾大学教授、笠原英彦様から御意見を伺います。

資料1の八つの意見聴取項目につきまして20分程度御意見をいただきまして、その後、10分程度意見交換をいたしたいと思っております。皆様、時間厳守をお願い申し上げます。

それでは、笠原様、よろしく願いいたします。

○本日は発言の機会を頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

お配りいたしましたレジュメはA4で3枚でございますが、この説明に入る前に私の基本



的な考え方を簡単に申し述べさせていただいた上で、順番に個別の設問にお答えを申し上げます。

私は、最初に生前退位ありきではないと考えておりまして、その前にやるべきことがあるだろう。これがもちろん言うまでもなく有識者会議の第一の目的である公務の負担軽減という問題になろうかと思えます。簡単に文章化しておりますので読み上げさせていただきます。

天皇陛下は、即位に際して日本国憲法の遵守を誓われ、戦没者の慰霊や被災地の訪問など憲法がうたう象徴の立場にふさわしい公的行為を通じて象徴天皇像を作り上げられてこられました。そして、強い責任感から、象徴天皇としての務めを果たせる者が天皇の地位にあるべきだとお考えになったようでもあります。多くの国民が、こうした陛下のお考えに賛同し、退位に賛成しているということもよく承知いたしております。

しかしながら、特例法の制定であろうと、皇室典範の改正であろうと、退位の制度化はすべきではないと私は考えます。天皇と前天皇が共存することで国民の混乱を招きかねず、憲法が定める象徴としての国民統合の機能が低下するおそれがあるからであります。

皇族の減少への対応や皇位継承問題など、今後取り組むべき課題の議論に入る前に、天皇の制度そのものが不安定になってしまう懸念があります。安易な退位の制度化は法律全体の体系性を損ないかねません。したがって、当面は公務の見直しにより、その削減を検討して天皇陛下の御負担の軽減を図るべきではないでしょうか。摂政の設置を定める規定を柔軟に解釈することも考えられます。既に有識者会議で提起されました医学的な見地から、高齢化に伴う肺炎などの疾患による死亡の急増を視野に、摂政設置の要件である「重患」の柔軟な解釈も検討すべき課題であろうと思えます。さらに柔軟な要件が設定されている国事行為の臨時代りに関する法律を拡大解釈し、内閣により弾力的に運用することで公務の負担を軽減することもできましょう。

基本的な私の考え方は以上でございまして、あとはレジュメに沿って御説明を申し上げます。

頂戴いたしました設問の番号に対応しまして、①からお答えをしまいたいと思えます。

日本国憲法における天皇の役割ということでもありますけれども、私は国民の「統合」と「権威」ということになろうかと思えます。

権威は正統性の付与ということで、この点はもう少し後のほうで簡潔に述べたいと思えます。そこでまず憲法第1条で、「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」。現行憲法における天皇の役割について、8月8日のビデオメッセージで陛下のおことばの中に国民統合の象徴としての役割を果たすということを確認におっしゃっておられまして、そのためには、国民との相互理解が必要であるという旨、御指摘になっておられます。

また、条文の下のところへ参りますと、天皇は、したがって憲法1条の「日本国の象徴」

ということと、もう一つは「日本国民統合の象徴」。この「統合」というところにもウエートを置いて考えてみる必要があるのではないかと思います。

もちろん、この日本国憲法における統合という意味は、精神的な統合や統合力のことを私は指しているというように考えております。そうした意味では、8月8日のおことばを受けて世論調査で、退位を認めるべきだという世論が9割にも達しているということは別の面から、今上陛下が精神的な統合力を発揮してこられた証左ではないかというように私は考えます。

条文にはもちろん歴史的な蓄積というものが投影されているわけでありまして、日本が一つにまとまって国難に対処していく。これが長い歴史の中では政治的な統合も含めると天皇が果たす役割が非常に大きいわけでありまして。したがって、日本国憲法が施行される以前の歴史を振り返って、そこで天皇の基本的な役割がどこにあったのか。これは近代の日本が天皇を中心とする中央集権国家として明治国家を形成していく際、モデルとなったのが我が国の古代の律令国家ということでありまして。古代日本の王権というのは、6世紀から7世紀の後半にかけて、しだいに大王から天皇という形で日本の王権のあり方が変わっていくということですが、これによって天皇による民衆の統合ということが可能になっていった。

また、長い歴史の中で、天皇によって政権がオーソライズされてきた。戦国時代のような下剋上の世と言われた乱世においても、政権を奪取するというのと政権を維持するということは非常に大きな違いがあって、また、戦国の武将も戦に勝っても結局政権を奪取してもこれを維持することがなかなか難しい。そこで京都の朝廷に行って、天皇からお墨つきをもらわなければいけない。したがって、戦国の武将たちが「上洛、上洛」という言葉を唱えてきた。これが時代はかなり下りますけれども、現行憲法の下においても政権が発足する際には、天皇による任命認証といったようなことが行われて政権のオーソライズがなされる。

この古代と近代は外圧が加わったという同じような条件の下で、古代の場合ですと中国大陸にある中華帝国、隋や唐といったような帝国が、我が国で言えばそうした天皇制国家を産み落とす力、外圧になっている。そこで、中華帝国の覇権に抗していくには中華思想によって道徳化される。これは要するに中国の徳化を受け入れないということであれば、それはまさに武力によって制圧される可能性も出てくる。そういう国家的な危機というもの乗り越えなければならぬということで、天皇を中心とする中央集権国家が7世紀の後半にでき上がっていった。

先ほどお話ししたように、これが幕末から明治にかけて欧米列強の外圧という形で現れて国難が生じたときに、明治新政府が王政復古に基づいて西欧化、近代化を進めて条約改正にまでたどり着くことができた。そこでもやはり天皇の統合力というものは大きな力であった。

祭祀王と書いてありますが、王権論の中では社会人類学などをバックグラウンドにして

こういった問題が出てくるのですが、宮中祭祀を含めて皇室祭祀というものによってやはり宗教的な権威というものの存在が歴史的に見て重要である。こう考えられるわけです。8月8日のビデオメッセージの陛下のおことばにおいて、国民統合の象徴としての役割、これは国民に寄り添う象徴的行為によって達成されるということが陛下のお考えの中にあるということでもあります。若干長くなりましたので、2番に移ります。

2番のところはレジュメの1枚目から2枚目のところにかかっているところで、国事行為が6条、7条であるというのは省かせていただきます。公的行為の場合は、それを規定する固有の法律がありません。天皇の裁量によって行われている。宮中晩さん会とか外国訪問とか被災地へのお見舞い、その他の行幸啓など。こういった形で実は列記されることはあっても法律による規定がない。象徴天皇として行う行為が公的行為であり、あるいは象徴的行為である。こうした御負担を何とか減らせないものだろうか。これらに一定の基準というものを設けていく。場合によっては、天皇の裁量を前提としながらも、公的行為あるいはその他の行為まで含めて公的性格があり、あるいはその行為が公費によって賄われるものもある。つまり、宮廷費であるような場合、これは皇室経済法にかかわってきますが、そうした公務を減らすことで国民の税負担も軽減される。こういった形で陛下に御説明を申し上げれば、さらに御理解を得やすいのではないだろうかと思います。

次に、3番の天皇の高齢化に伴う負担を軽減するということではありますが、これはもう既に宮内庁から出ているデータでありますので読み上げませんが、非常に重い負担になっているということで、では、見直しが進んでいるのかということ、あまり進んでいない。そこに平成26年と27年で宮内庁が御努力になって削減されたものが挙がっていますが、非常にそれは限定的である。先ほど申し上げましたような何らかの基準なり、あるいはこれを法令という形で定めることによって、天皇の御意向を前提としながらも政府がある程度公的行為をコントロールできるような基準を作って公務の負担の軽減を行う、あるいはその下に書きましたような訪問先あるいは行事の主催者の意向によって天皇ではなく皇族方に御依頼していただくという方向に変えていくというようなことが可能かと思われま

す。4番の摂政の設置でありますけれども、これは有識者会議の御議論の中で既に出たと報道されているのですが、やはり医学的な見地というものが入ってきていいのではないか。今、日本人の死因の三大成人病というのは、かつてはがんと虚血性心疾患と脳卒中でしたが、この脳卒中よりも現在は肺炎を死因とするものが多い。70代を過ぎるとこういった病気にちょっとした風邪であってもすぐに肺炎になってしまって命を落とす方が多いということが言えるのではないかと思います。

国事行為の委任という形で、これは冒頭に申し上げましたので繰り返しませんが、摂政の設置よりは条件が緩やかであるということで、これをやはり外国訪問や病氣療養だけに限らず拡大していったらいいのではないか。

6番目に、天皇が御高齢になられた場合の天皇の退位であります。これも冒頭に結論を申し上げているのですが、私は基本的には賛成できないということです。そもそも皇室

典範は退位を想定しておらず、その規定もない。安易な退位の制度化によって天皇の地位が不安定になると、それによって今後取り組まなければならない皇族減少への対応や皇位継承問題というものにマイナスの影響を及ぼす可能性が出てくる懸念があります。これまで政府見解によって示されてきた退位の制度がなぜ皇室典範に設けられていないのかという理由についても、180度変えるような議論もあろうかと思えます。

以上のような理由で、私は退位というものは認めるべきではなく、また皇室典範の改正や特例法、私はいずれの方法もとるべきではないというように考えております。むしろ陛下の御公務の負担軽減策を進めていくことによって、陛下あるいは国民の理解も得られるのではないかと思います。

よって、⑦、⑧の項目につきましては、私は回答を控えさせていただきます。

以上でございます。

○ありがとうございました。

それでは、意見交換を行いたいと思います。ただいまの説明につきまして、御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

どうぞ。

○先生、大変詳細にありがとうございました。

先生の御意見は、基本的には陛下は生涯御在位になって、そこで代替わりをされるのが、今そういう仕組みですけれども、よろしいのではないかということで、私もお元気でそのような形になれるのは一つのあり方かなと思っているのですが、もう一つの考え方として、今、非常に長寿社会になっておりますので、陛下が非常に高齢になられてまでいろいろなお務め、仮に公務が軽減されたとしてもお務めをされるのがお気の毒ではないかというような考え方と、もう一つは、先帝が非常に御長寿になられると、そこで代替わりになった場合、次の天皇は相当高齢になられて即位される。するとまたすぐに陛下の天皇の高齢問題が出てくるというようなことも特に長寿社会においてはあり得るかと思うのですが、先生はその辺のところについてはどのようにお考えでしょうか。

○今、頂戴いたしました御質問は非常にもっともな御見解だと思います。確かに高齢化に伴い既に皇太子殿下も50代後半に入られるということですので、やはりもう少し御代替わりのスピードを上げるというのも一つの方策だろうと思います。私はやはりこれまでの歴史とか制度本来の仕組みということを考えて、まずそこで解決できるべき問題は解決をしていく。私は決してかたくなにこの考え方にこだわっているわけではなくて、今、御指摘をいただいたような考え方についても十分考えているところでありますけれども、やはりそのように変えていくためには、もうしばらく慎重な議論を重ねたほうがいいのではないかと思います。

○ありがとうございます。

どうぞ。

○ありがとうございました。

今、先生御指摘のかたくなにこだわっているわけではないという表現がございましたけれども、やはり生物学的な御寿命という点についての御見解にかかわることに触れられたわけです。やはり御高齢が進む天皇陛下におかれて、皇室の長としての威厳をどう保つのか、あるいは国民統合の象徴としての存在感をどのように維持するのかということは大きな要素だと思います。それが実際に皇族の方たちの中でも100歳、97歳と高齢で亡くなられる方、崩御あるいは薨去される方々がいらっしゃったわけですね。

重ねて、畏れ多いことですが、陛下にいつまでも天皇に在位していただくということは申し訳ないという国民の感情もあり、同時に、私たち自身が陛下にそういうところまで御負担を強いることでよいのか。今上陛下である限り国事行為はもとより公的行為をきちとなさろうという方であるがゆえに、私たちは公務の軽減というものはなかなか難しく苦慮している現実と直面しているのです。こういうことを考えた場合、先生はかたくなにこだわっているわけではないという御発言の中には、やはり御退位の可能性も全くは否定していないと考えてよろしいのでしょうか。

○今、御指摘いただきました点についても私なりに熟慮してまいりました。もちろん、現段階では世論調査ということですので大まかな国民の意向というようなものを一つの指標という形で見ておりますけれども、もし今後法的な対応をするという場合は国会の場での議論があらうかと思えます。それに先立つ何か水面下での与野党含めた超党派の国会議員で何かお話の場を設けてそこで折り合いを付けるべく合意を形成していただきたい。しかし、こういった懸念もあります。それは先ほど申し上げたような権威の二元化であるとか象徴の二元化です。これに伴って、天皇の国民統合という機能が十分果たせないという場面が出てくるということも承知の上で、これは国会が最終的にお決めになるということであれば、もうそれ以上反対するというつもりはありません。

○今のことにやや関するのですが、国民の総意に基づいてというのが象徴としてのあり方の一番根底にある。そうすると、今のようなお話で国民の多くがもう御退位されたらお休みになられたらということになった場合には、総意というのをどう読んでいくのかということについてはいかがでしょうか。

○なかなかこれは憲法改正の場合と違って国民投票ということが行えませんので、言うなれば皇室典範そのものは憲法の下位法であって、改正手続は一般法と全く同じ。衆参両院で過半数によって可決成立するという性格の法律ではありますけれども、ただ、ほかの法律と同じような形では立法過程を考えることはできなくて、その前段階に少し水面下でじっくりと議論していただく。これは皇室典範の改正というのは今までいろいろ試みがあったわけですが、やはり国論を二分するような形での議論というのは、皇室に御迷惑がかけられますし、陛下も大変御心労になるということもありますので、やはり慎重にやっていかねばならないだろうと考えております。

○ほかにございますか。

○一言ですが、特別な国民の総意を図るというようなことを踏まえれば可能性もあるとい

うお話だったと思いますが、そのときに日本国民統合の象徴が二分するとかそういう危惧があるというお話でしたが、長寿社会において例えば100歳以上まで御存命になられて摂政などの対応を長くするというような事態になったときに、そこでも象徴が二分されるというような危険性はあるのではないかという議論がございますが、その点、いかがでしょうか。

○おっしゃるとおり、摂政で乗り切るということも選択肢の一つということになりましょう。国事行為の臨時代行に関する法律のほうが条文を読む限りでは比較的広く柔軟に解釈できるわけです。

○摂政でも代行でも同じなのですが、長期にわたりそのような状況になるということについてのお伺いです。

○なるほど。わかりました。どちらの手段を講じた場合でも、そういった摂政と陛下がどういう状況になれるかはわかりませんが、その時間が長期にわたったときに、私の議論とすり合わせると統合力が低下するのではないか。これは御指摘のとおりだと思います。その点はもちろん私も考えましたし、法律の専門家との議論も重ねてまいりまして、そういう御意見がかなり前から出ておりましたので、私も長期にわたったときにはまた手段を講じなくてはならないのかなとは思っておりますが、まだ具体的な方策というところまではいっておりません。

○ありがとうございました。

それでは、時間でございますので、これで笠原様からのヒアリングを終了いたします。

笠原様、誠にありがとうございました。

○ありがとうございました。

#### (5) 櫻井 よしこ ジャーナリスト

○それでは、次に、ジャーナリスト、櫻井よしこ様から御意見を伺います。

資料1の八つの意見聴取項目につきまして20分程度御意見を陳述いただきまして、残りの10分程度で意見交換をいたしたいと思っております。皆様、時間厳守のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、櫻井様、どうぞよろしくお願いいたします。

○御紹介いただきました櫻井でございます。

今日は、今上陛下のおことばがあり、御公務の負担軽減に関する有識者会議が設置され、改めて私たち国民は天皇と皇室と日本国のあり方について、根本から考える機会をいただいたわけであります。その席にお招きいただきましたことを感謝いたします。

まず、この8項目の御質問に一つ一つ答えるというよりは、天皇と皇室のお役割、そして、譲位についての二点について、考え方をまとめてまいりましたので、そのことについて語りながら、その中で個々の質問に実質的に答えていく形にさせていただきたいと思

ます。

まず天皇と皇室のお役割についてです。

長い歴史の中で、皇室の役割は、国家の安寧と国民の幸福を守る、そのために祈るという形で定着してきました。歴代天皇は、まず何よりも祭祀を最重要事と位置づけて、国家・国民のために神事を行い、その後に初めてほかのもろもろの事を行われました。穏やかな文明を育ててきた日本の中心に大祭主としての天皇がおられました。

しかし、戦後作られました現行憲法とその価値観の下で、祭祀は皇室の私的行為と位置づけられました。皇室本来の最も重要なお役割であり、日本文明の粹である祭祀をこのように過小評価し続けて今日に至ったことは、戦後日本の大いなる間違いであると私はここで強調したいと思います。

日本全体が肝心の祭祀に対して配慮を欠く一方で、天皇陛下の御公務に関しては、政府も国民も本来の皇室の役割から考えますと、重要度の低いと言わざるを得ない多くの事案で両陛下に御苦勞をかけてきました。国事行為に加えて、多くの機会に地方への行幸啓をお願いし、過重な御公務となっています。この御負担を軽減するために、祭祀、次に国事行為、そのほかの御公務にそれぞれ優先順位を付けて、天皇様でなければ果たせないお役割を明確にし、そのほかのことは皇太子様や秋篠宮様に分担していただくような仕組みの構築が大事だと考えます。

この点について、現行の憲法、皇室典範では、祭祀の位置づけが国事行為、公的行為の次に来ています。この優先順位を実質的に祭祀を一番上に位置づける形で、陛下の御日常の日程を整理し直すのが大事なのではないかと私は考えています。

そして、御公務ですけれども、その多くが各省庁を通じて宮内庁に申請される国民の要望から生まれているのが現状です。そのことを考えますと、御高齢の両陛下の御負担を政府、政治家、国民の側の自制によって減らしていく努力が大変重要になると思います。このようなことによって、かなりの御負担が軽減できるのではないかと私は考えています。

陛下のなされるお仕事を整理し直すことが必要ですけれども、そのときには日本の深い歴史と文明の中心軸をなしてきた天皇のお役割は、国家国民のために祭祀を執り行ってくださることである。それが原点であるということを常に認識しながら行っていただきたいと思います。

権力から離れた次元で国民の尊敬やあたたかい気持ちの軸となる存在であり続けてきたのが皇室です。天皇様は何をなさらずともいてくださるだけで有り難い存在であるということ強調したいと思います。その余のことを天皇であるための要件とする必要性も理由も本来ないのではないのでしょうか。全身全霊で祭祀、国事行為、御公務をなさってくださっている今上陛下を拝見いたしますと、御自分に非常に厳しいハードルを設けていらっしゃるのことがわかります。それが今や御高齢によって難しくなり、御譲位、退位に結びつくとしたら、次の世代の皇室を担う方々へのそれが枠組みとなってしまうということになります。そのことについてどう考えるのかということは大変難しい問題であろうかと感じて

います。

さて、ここで譲位に移りたいと思います。これは誠に申し上げにくいことでありますけれども、私は御譲位には賛成いたしかねております。

長い鎖国が破られて、日本が弱肉強食の厳しい国際環境の中に立たされましたとき、皇室は何百年か、もしくは何十年かに一度、どうしても皇室でなければならないというお役割を果たされたと思います。当時の政府は機能せず、国家の命運が危うくなりました。そのとき天皇が政治、軍事、経済という世俗の権力の上位に立たれて、見事に国民の心を統合なされました。それが明治維新でありました。

その折、先人たちは皇室と日本国の将来の安定のために、従来比較的頻繁に行われていた譲位の制度をやめました。日本国内の事情だけを見ていれば事はおさまった時代が去ってしまったのです。広く国際社会を見渡し、国民を守り続けることのできる堅固な国家基盤を築かなければならない時代では、皇室のありようについても異なる対応が必要だったことは明らかです。国民統合の求心力であり、国民の幸福と国家安寧の基軸である皇室には、何よりも安定が必要です。そのような考えで先人たちは譲位の道を閉ざしたのではないのでしょうか。

また歴史を振り返れば、譲位はたびたび政治的に利用されてきました。そのようなことは現時点の日本では考えられないと多くの方が言います。考えられなくとも、100年先、200年先にはどうでしょうか。国のあり方については、長い長い先までの安定を念頭に置いて、あらゆる可能性を考慮して、万全を期すことが大事です。目の前の状況や視点に過度な影響を受けることは回避するのが賢い道だと私は思います。

天皇は終身、天皇でいらっしゃいます。そのお役割は、既に申し上げましたように深い日本文明の歴史に基づいて、国家国民のために祈ってくださることです。今上陛下がそうした思いを抱かれ、祭祀を本当に大切になさっておられることは国民の一人として感謝するばかりです。加えて陛下は、御自分なりの象徴天皇のあり方を模索なさる中で、常に国民とともにありたいと願われ、日本各地、とりわけ遠隔の地や島々への旅を大切なこととして実践してこられました。自然災害に苦しむ地域、戦争の傷跡が残る内外の戦跡、病む人々の収容されていた施設など分け隔てなく訪れてくださいました。これら全ての行幸啓、そこに込められた誠実な御心と国民全般に広く注がれる愛もまた、私は国民の一人として深く心に刻み感謝しています。

このような理想的な天皇としてのあり方が御高齢となって難しくなり、したがって譲位なさると仮定して、同様の天皇像を次の世代に期待することは果たして妥当でありましょうか。はたまた可能でありましょうか。これは大変に難しい問題ですけれども、少なからぬ人々が抱いているのもこの点の懸念ではないかと私は推測をしております。お一人お一人の天皇は、これまでも、そして、これからも、みずからの思いと使命感のみずからの天皇像を作り上げていかれるはずで、そのときに求められる最重要のことは、祭祀を大切にしてくださるといふ御心の一点に尽きるものでありまして、その余の要件ではないという



気がしてなりません。

昭和天皇のお姿を思い出してしまいます。特別なお立場ゆえの責任は比類なく重く、大変な孤独の中におられたことであらうでしょう。我が国敗戦の折には、昭和天皇は命を懸けて国民と国家を守る気概を示されました。戦後は国民を励まし続けられました。そして、病を得て、御病状が国事行為や御公務のお務めを許さないときでも昭和天皇は御世の最後まで譲位なさいませんでした。天皇は終身、天皇でいらっしゃる。ただお一人にしか果たせないその責任を全うなさったと思います。

今上陛下もかつておっしゃっておられます。「日本国憲法には、皇位は世襲のものであり、また天皇は日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であると定められています。私はこの運命を受け入れ、象徴としての望ましい在り方を常に求めていくよう努めています。したがって皇位以外の人生や皇位にあっては享受できない自由は望んでいません」。

この今上陛下のおことばを深くかみ締めました。強烈な使命感と責任感によって理想の天皇像を作るべく努力なさってこられました。その今上陛下が今、直接国民に語りかけられました。畏れ多いことですが、憲法に抵触しかねないおことばの背景には、よほどの思いがあったと私は感じています。国民として、したがって、いかに陛下の御心に応え得るのかを真剣に考えなければなりません。私は、全ての理屈を抜きにして、逡巡や懸念や疑問をも横に置いて、御希望をかなえて差し上げたいと切望しました。それは両陛下のお幸せを願う一人の国民としての素朴な感情であります。圧倒的多数の国民が同じように御希望をかなえて差し上げたいと考えている、それも事実であります。

しかし、ここは慎重の上にも慎重でありたいと私は思います。全身全霊で祭祀や御公務に打ち込まれる御高齢の陛下への配慮は、当然必要です。しかし、そのことと国家のあり方の問題は別であることを指摘したいと思います。両陛下に対する国民の圧倒的な親愛の情と尊敬の思いを基盤にして御譲位を実現するとした場合、憲法に抵触するおそれのある決定に踏み込む可能性はないのでしょうか。今回のおことばの持つ重い意味に心を致すばかりです。

このように多くのことを考えました。その結果、御譲位ではなく摂政を置かれるべきだと申し上げざるを得ません。皇室典範第16条2項に「又は御高齢」という五つの文字を加えることでそれは可能になるのではないのでしょうか。

ここでも私は昭和天皇の御下問を思い出します。4方目の内親王、厚子様がお生まれになった直後の昭和6年3月26日、昭和天皇は元老西園寺公望に、皇室典範を改正して「養子の制度を認める可否」を御下問なさいました。御自分に4方のお子様がいらしても、内親王に皇位を継承されるのではなく、あくまでも男系男子による継承を願われての御下問でした。皇室の本質を変えてはならない。2700年近く続く長い伝統を守ろうと心を砕かれた証ではないのでしょうか。

もう一つ考えさせられる事例があります。昭和天皇は、昭和3年の張作霖爆殺事件に関して、田中義一首相に怒りをぶつけ、辞任を求めました。『独白録』ではそのことを「若

気の至りである」と振り返られ、その後は立憲君主として発言を慎まれたと語っておられます。天皇としての矩を守ることに心を砕かれたのです。

このように申し上げながら、私の心の中にはある種の憂いと申し訳なさが積もります。両陛下の御心の安かれと願いながらも、御譲位に賛成できないがゆえの思いです。

皇室の存在意義が日本と国民のために祈り続けることにあると私は繰り返し述べました。その最重要のお務めも御体調によっては代理を立ててこられたという事実があります。であれば、国事行為や公務の一部を摂政にお任せになるのに支障はないのではないかと思うのは、ひとえに私の理解が足りないためでありましょう。

皇室と日本国の安定のために、終身天皇でいらっしゃる事が肝要ですが、摂政制度の活用を軸に多くの工夫を重ね、でき得る限り陛下のお気持ちに沿う方向での制度の改定を急ぐことが大事だと申し上げ、私の意見陳述を終わります。

ありがとうございました。

○どうもありがとうございました。

それでは、意見交換を行います。ただいまの説明につきまして、御質問、御意見などございましたら、お願い申し上げます。

どうぞ。

○どうもありがとうございました。

ここで祈り続けるということが天皇陛下の大きなお仕事、また皇室のお仕事であるという御発言をされたわけですが、同時に2ページ目の一番最後に、先人たちが譲位の制度をやめた原因、根拠として、近代国家日本が国際関係において対応していかなければいけなかった。したがって、堅固な国家基盤を築かなければならない時代では皇室のありようについて異なる対応が必要だったということで譲位の制度をやめたということですね。ここで言われていることは。

○それは理由の一つだったと思います。

○そういうことが一つの理由だとすれば、現在の国際環境等々はこの時期の国際関係とイコールでは必ずしもないわけなので、この点に関して言えば譲位の制度をやめる根拠としては、現在に関して言えば格別ないように思うわけです。同時に、現在においても天皇陛下は祈り続けられているし、これからも祈り続けられると思いますので、そのことで譲位が不相当だということになるのか否か少し説明していただきたいのです。

○私がここで終身天皇であらせられるのがよいのではないかと申し上げる一番大きな理由は、安定性を求めるところにあります。過去の事例を見ますと、譲位が政治的に利用されてきたことが多々あるのは御承知のとおりです。

現在、我が国はそのようなことはないと思う人が多いと思います。私も思います。国というものはどのような国際状況の中に投げられるかわかりません。日本国として大事なことは、日本国の基本的な形を安定した形で維持することである、続けていくことです。安定性が非常に大事だということを感じます。その意味において、皇位継承の

安定性ということを考えますと、実は私たちはたくさんの課題を抱えていると思うのですが、とりわけ今回のおことばから始まった御公務の軽減の課題は、かなり急いでしなければならないという時間的制約の中にあります。もっと大きな枠組みでの皇位継承の安定に向けた改定は今現在ではなく、もう少し先の課題であろうかなという気がしています。今日は、御譲位のことについてのみ申し上げて、その一番大きな要因は安定性にあるということを強調したいと思います。

○どうぞ。

○どうもありがとうございます。

人間らしさというか人道的な側面ですね。もう人間らしくお過ごしいただきたいという思いと今のお話の国家の形としての安定性、この葛藤がやはり私たちにとってつらいところではないかと思うのですが、少し前の御発言を拝読したりしておりますと、条件つきで御退位もあり得るとおっしゃっている時期もあったかと思うのです。今、退位には賛同できないというように、やはりそういうように戻されたというのは、そこにいろいろ思いが深くあると思うのですけれども、最も大きな理由、それから、そこで最後少し人間らしくみたいな部分を仮に犠牲にしたとしても、ずっとそのまま終身、いらしていただいたほうがいいと思われたのかどうか、その辺を教えてくださいませんか。

○実はこの場でどのような立場で意見を申し上げたらよいかということについて悩みました。あくまでも情を大切にした人間的な立場に立つのか、そしてまたおことばが発せられたことに対して、いろいろな動きが出ているわけですが、このおことばに対応する形で論ずるのか、それとも日本という国のあるべき形を考えて、言論人としてどこに軸を置くべきなのかということ随分悩んだのです。人間的な側面、国家のあり方、そもそも皇室としてのあるべき形を言うのがよいかなど、随分悩みました。

天皇陛下と皇后陛下がどれほどお心を尽くして国民のために行幸啓なさっているかということはみんな国民はわかっているわけですね。あの御高齢で海外の戦跡も訪れてくださる。これほど人道的な御心の深いお方はいらっしゃらないと思います。ですから、国民の側も90%を超える人たちが、おことばに耳を傾け、それを実現して差し上げたいと思っているわけです。

その点を強調するのはある意味容易なことであろうかと思えます。お年を召した天皇皇后両陛下への配慮はとても大事でありますけれども、そのことと国家のあり方の問題、これはこの際分けて考えなければならないと思いました。ただ、悩むのは、そうは言いながらも、日本国は無慈悲な国では全くありませんし、日本文明が非常に人間的な優しい穏やかな文明である中で、天皇皇后両陛下のお気持ちをどのようにして受け止め得るかということです。日本国の基盤もしっかりと保ちながら、どうお気持ちに沿っていくことができるのかというところに難しい作業が求められると思います。しかし、日本国の英知、皆様方の英知を結集していただければ可能だと思います。

その中で、例えば摂政はどうなのかという思いが私の心から離れないのです。摂政とい

う制度が現にあるわけです。陛下はこれを摂政ではだめなのだとおっしゃいましたけれども、何ゆえにだめなのか。どなたかが本当に率直にお聞きになって、その道を切り開いていくことが必要なのではないかと思います。摂政制度を活用することで、祭祀に関しても国事行為に関しても御公務に関しても、御負担はうんと減ると思います。また次の世代の天皇皇后両陛下としてのお心構え、天皇・皇后となられることはどういうことかを、実践なさりながら体得していくことも可能であろうかと思うのです。

国家の基盤は長い歴史の中で形づくられてきました。それだけに軽々に変えてはならないものなのです。とりわけ、皇室の問題については、明治のときに先人たちが非常に心を砕いて考えたわけです。あのとき我が国がどういう荒波の中に投げ込まれていたか。その中で日本国を国として保っていくために、その中心軸としての皇室をどのように打ち立て、お守りしていく制度を作ったらよいかということで、この制度の中に英知を込めたわけです。そこに学び、そして、平成の御代に付け足すものがあれば付け足すにしても、慎重であってほしいと思っています。

○どうぞ。

○ありがとうございました。

安定ということが大事だと、よくわかりましたが、二点お伺いしたいのです。

一点目は、今、非常に長寿社会になっていて、100歳を超えて生きてくださるということももちろん想定できますので、その場合に摂政とかで対応する場合にも非常に長期間の間摂政がいるという状態になるかもしれません。それから、今の皇太子殿下もある程度の年齢でいらっしゃると思いますので、そのあたり、長寿ということを想定してどうお考えになるかということが一点です。

もう一点は、もう一つ大きなテーマとして、国民の総意というものがあって、ここにも圧倒的多数の国民が御希望をかなえて差し上げたいと考えているのではないかと書かれているのですが、その場合に、恒久的な制度としてはなかなか難しいとしても、一代限りの特別法、特措法のようなものとしては可能ではないかという御意見もあろうかと思いますが、その点についてお伺いできればと思います。

○日本は長寿国家である選択をいたしました。医療においてもその他の制度においてもそうです。これからも長寿国の最先端を走ると思います。そうであるならば、最後まで一人一人が御自分の長寿を全うして、でき得る限り御自分の役割も果たしながら生きていくという形が望ましいと私は思います。長寿社会になったから、ある一定の年齢になったら引退して、暮らすということではなくて、長寿社会であればこそ、その最後の最後まで、とりわけ責任ある方々はその責任をお果たしになることが求められると思います。

その意味で、昭和天皇は本当に御立派であられたと、私は思うのです。あれほどの病を得ながら、病と非常に闘いながら、最後まで天皇として存在なさり続けた。その心意気といいますか、気概に多くの方が打たれたと思います。

そして、2番目の皇太子様の年齢のことですか。皇太子様は皇太子様でこの世にお一人

の皇太子様でいらっしゃいます。御自分のお立場を、天皇もしくは皇太子ということにかかわらず、最善を尽くして果たされる、いそしまれると、私は信じております。

○ありがとうございました。

どうぞ。

○先生、どうもありがとうございました。

先生がこの中で言われている、今の今上陛下のお気持ちに応えたいという国民としての気持ちと、天皇制というものを考えたときのありようを考えた場合の葛藤といいますか、私もとても共感するところがございます。

こういう言い方は畏れ多いことかもしれませんが、いわば情と理の間でどのようにバランスをとるかということだと思うのですが、そういたしますと、先生のお話の中にも今、国民の9割が賛成というようなことがございましたけれども、やはり天皇の進退というようなことについては、あまりその時々世論というか国民の考え方によって決めたりはするべきではないというようなお考えというように理解してよろしゅうございましょうか。

○情と理ということ、本当にそのとおりだと思います。例えば国民の思いにどう応えるかということですが、日本は民主主義の国ですし、21世紀、国民の思いを無視することはどの国においても許されないことです。日本も同じです。国民の思いは何か。天皇皇后両陛下がいろいろなお体の不具合をお持ちになりながら、本当に遠くまでお出ましになってくださり、祭祀もなさってください、御苦勞をおかけしている。その御苦勞を何とか減らして差し上げたいというものだろうと思うのです。それが今の段階では御譲位という形で論じられておりますが、たとえそれが摂政という形であったとしても、御負担が軽減されてもっとお心安らかにゆったりとお過ごしになれる環境を整えば、どうしても御譲位でなければならないのだということではないと思います。国民は、私もその一人ですけれども、本当に素朴に何とか御苦勞を減らして差し上げたいという気持ちなのではないかというように感じております。

○ありがとうございました。

時間がまいりましたので、これで櫻井様からのヒアリングを終了したいと思います。

櫻井様、どうもありがとうございました。

○ありがとうございました。

#### (6) 石原 信雄 元内閣官房副長官

○次に、元内閣官房副長官、石原信雄様から御意見を伺います。

資料1の八つの意見聴取項目につきまして、約20分程度意見を陳述いただきまして、その上で10分程度の意見交換を行いたいと思います。皆様、時間厳守のほど、お願いいたします。

それでは、石原様、よろしく申し上げます。

○それでは、先般頂戴いたしました聴取項目に従って私の意見を申し上げたいと思います。

聴取項目の第1は、日本国憲法における天皇の役割についてどう考えるかということですが、現在の憲法上の規定による天皇の役割は、私は現行どおりでよろしいと思っております。

聴取項目の②、この①を踏まえて天皇の国事行為や公的行為など御公務はどうあるべきかということですが、制度上は現行で特に変えるという必要はないと考えます。

次に、③、④、⑤の項目に関連することですが、天皇が御高齢となられた場合に御負担を軽くする方法として何が考えられるか。特に④ではその方法として憲法5条に基づく摂政を設置することについてどう考えるか。5番目は、御高齢となられた場合において負担を軽くする方法として、憲法第4条第2項に基づき、国事行為を委任することについてどう考えるか。この三つの項目についてでございますが、私は天皇が御高齢となられた場合などで御負担を軽くする方法としては、その必要性が短期の場合には現行憲法にあります第4条第2項の規定に基づく国事行為を委任することによっていいのではないかと考えます。長期にわたるような場合は、同じく規定されております摂政の設置ということによっていいのではないかと考えます。

なお、御高齢となられた場合などで負担を軽くする方法として、公的行為の範囲を縮小することも考えられると思います。例えば我が国は御承知のように地理的な条件もありまして、地震、台風、集中豪雨等に見舞われる機会は非常に多いわけでありまして、陛下におかれましては、相当の規模のところまで被災地のお見舞いをいただいております。これは国民の立場からすれば大変有り難いことではありますが、私自身の経験から見て、以前と比べましてお見舞いいただくケースが非常に増えている。これは国民からすれば有り難いことではありますが、どの程度の規模からお願いしていいのかというのはなかなか決めにくいのですが、しかし、しょっちゅう災害が起こるわけですから、小さな災害でも被災者としては皆同じような気持ちがありますので、両陛下のお見舞いをいただくのは大変有り難いことですが、率直に申しまして以前より非常に範囲が広がっている。

これは陛下のお志によるもので有り難いことなのですが、もし範囲を考えるのであれば、制度論ではありませんので、実際に陛下の御負担もありますから、この辺が検討対象になり得るのではないかと考えます。各種の大会もそれぞれに意義のある大会に御出席いただいております。大会の主催者とすれば大変有り難いことなのですが、率直に申しまして、以前と比べてこれもかなり御出席いただくケースが増えているように思われます。ですから、御公務の範囲、御負担を縮小するということが考えられるとしたら何かあると言われると、この辺が検討対象となり得るのではないかと考えます。

聴取項目⑥でございますが、これは御高齢となられた場合に退位することについてどう考えるかということですが、私は昭和天皇の崩御に伴う大喪の礼と今の陛下の御即位の礼と両方を担当させていただきましたけれども、そのときの陛下の御負担などを目

のあたりにしまして、陛下が御高齢となられた場合に天皇が退位するということは認めるべきであると考えます。ただし、皇室制度の安定性を確保するという意味からも、御退位を認める場合は、主要な事項は法律で定めるということが必要ではないかと考えます。

御質問の⑦は、天皇が退位できるようにする場合、今後、どの天皇にも適用できる制度とすべきかどうか。この点についてでございますが、生前の退位を認めることを可能とする法律については、当面の措置として皇室典範の特例を定めるということではないかと思えます。御案内のように御退位を認めるかどうかについては国民の多くは容認する方が多いとマスコミの報道等々で聞いておりますが、ただ、皇室制度に関心を持つ方々の中には、生前退位について否定的な意見を持っている方もおられます。したがって、将来にわたって御退位を認めるということについては結論を得るのに時間を要すると思われるので、この問題については多くの国民がその辺でいいのではないかという大方の合意が得られる方法として、早くこの問題について結論を得るためにも、当面の措置として皇室典範の特例とすることが適当ではないかと思えます。

なお、そうした場合には、その要件に合致するかどうかについては、法律でできるだけ詳しく規定する必要がありますし、また、そのことを認めるか否かの最終的な認定は第三者機関といいたししょうか、皇室問題について責任を持っております皇室典範の規定による皇室会議が医師その他の専門の知識を有する人の意見を聞いた上で、その要件に合致するかどうかの認定を行うということにすべきではないか。

ではいつから御退位をいただくかということにつきましては、法律等で定められる要件を満たしているかどうかを皇室会議が認定する。さらに、陛下の御退位の意思を皇室会議のほうで御確認いただいて、そのことを内閣に通告する。これを受けて内閣が必要な措置を講ずる。この内閣が講じる措置の方法についてはいろいろあると思えますが、例えば内閣告示で何月何日から御退位いただくというようなことになるのではないかと私は想定しております。

聴取項目の8番目ですが、退位した天皇の御身位や御活動はどうあるべきかというお尋ねですが、御高齢とかあるいはその他の法律に定めている要件に該当した場合に天皇の意思に基づいて御退位されるわけですから、退位された天皇は、国事行為はもちろんですが、公的行為も行わないということを原則とすべきではないかと考えます。

以上でございます。

○ありがとうございました。

それでは、意見交換を行います。ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

○ありがとうございました。

天皇陛下が御高齢になられたときに、5番目の問いについては、摂政の設置が相当である。同時に、⑥におきましては退位が可能であるという二つの道を同時に指し示していただいたようなのですが、この⑤と⑥の区分の線引きあるいは基準はどのようなところに求

めるべきなのかという点をお尋ねします。

○現在、摂政を置くことの要件が皇室典範に規定されておりますね。これは精神もしくは身体の重大な事故の程度というようなことを規定されておりますが、そういう要件だけではなくて、御高齢ということの規定が今、ないわけですけれども、先ほど申しましたように大喪の礼の際の陛下の御負担の実態を私はつぶさに拝見しておりまして、生前退位はあってしかるべきではないか。

摂政制度について大正天皇のときに昭和天皇が皇太子として摂政宮としてお務めになったわけですけれども、摂政制度はしよせん天皇の国事行為その他を代わって行われるという制度ですから、受ける側とすると天皇自身、陛下自身の対応と少し違った受け止め方をされるのではないか。だから、言葉は正確でないかもしれませんが、しよせん天皇の代理という受け取り方にならざるを得ないと思うのです。ですから、もし天皇としてのいろいろな国事行為はもちろんです、公的行為も新天皇に引き継がれるのであれば、全ての行事を新天皇がしたほうが国民の立場からもわかりがいいのではないか。もちろん摂政制度はあるわけですし、状況によって摂政制度の活用で対応できる場合もあると思いますけれども、御退位によって天皇としての公的行為を含めて全てを新天皇に譲られるということも、国民の立場からわかりがいいのではないかと思います。

○どうぞ。

○ありがとうございます。

退位を制度化する場合のところで要件化が必要であるというようにおっしゃったのです。具体的にこれは要件を規定するというのはかなりまた困難な作業であると思いますけれども、これはいかがでしょうか。

○例えば現在、皇室典範に規定がありますね。それ以外に御高齢という場合に、では何歳と定めるか。御承知のように、公務員の定年制については、昔は55歳だったが今は60歳、それをさらに延ばせという議論がありますが、天皇の場合普通の公務員の定年制のように特定の年齢で一義的に決めるということはなかなか難しいのでしようけれども、さはさりながら、あまりお若いときに退位となると昔天皇制が時の政治勢力によって左右されたこともありますから、御高齢による退位を認めるのであれば、その場合の年齢はおおよその今の時代に合った御高齢ですね。これは人によって違うでしようけれども、例えば今の日本は長寿社会になっておりますから、制度的には後期高齢者は75歳となっておりますが、それよりもっと高くてもいいのではないか。例えば80歳以上とか、これはまた多くの方の意見を聞いた上でですけれども、抽象的ではなく、具体的に年齢について今の実態に合うようなところで定めることが適当ではないかと思えます。

○どうぞ。

○大変にバランスのとれた御提案、ありがとうございます。

たしかに年齢要件のようなものを課するのであれば、日本人の男性の平均寿命、先生言われるように80ぐらいも一つの考え方かなと思えます。



また勉強になりましたのは、皇室会議のことを強調されていて、私も皇室のことを決める場として皇室会議というものを尊重するというのはとても大切かなと思うのですが、その際に、例えば特例法等でというようにお話になりましたけれども、特例法等ではある程度の原則を定めておいて、あと具体的な決定は皇室会議のほうに委ねるというお考えなのか。それとも特例法でもかなりもう精密にルールを決めておいて、やはり皇室会議はそれを承認するというか、オーソライズするというような役割をお考えになっているのか、そのあたりを伺いたいと思います。

○私は特例法で定める場合においても、重要な事項、例えば御高齢という場合の年齢などは法律に書かないと、例えば政令に任されても政府としても困ると思うのです。ですから、主要事項というか基本的な事項は法律で定め、細かいことになると政令以下の法令に委ねざるを得ない面があると思います。細かいところまで法律でとは言いませんけれども、生前退位を許容するというのであれば、それは一番大事なことは年齢ですから、年齢については、法律で規定するべきではないか。そうすることが皇室制度の安定性のために必要ではないか。その上で、その年齢以上になっても陛下の健康状態なり御意思なりによって引き続き在位されるのであれば、それはもちろん陛下のお気持ちが大事ですから。

○そうすると、例えば具体的な事例を申し上げるのは如何かとは思いますが、例えば80歳というようなルールがあって、80歳を超えた場合には譲位をされることができるというようなルールが決まっていた上でということでしょうか。

○高齢を理由とする御退位の要件として80歳以上の高齢になった場合はと定める。

○その上で個別の退位についてはやはり皇室会議等で具体的に決めるということでしょうか。

○私は、陛下自身の御意思を確認することが大事だと思うのです。なお、内閣は時の政治情勢によって変わるわけですから、第三者機関的な皇室会議のようなところで陛下の御意思を確認していただくことが必要ではないかと思います。

○どうぞ。

○どうもありがとうございます。

天皇陛下はいてくださることそのものに意味があるのだという御意見をお持ちの方々は、退位によって象徴の二重性が生まれるとか、新天皇と引退された陛下がそれでもお元気でいらしていただければ二重性が生じるとか、あるいは大きな長い目で見ると皇室制度そのものが崩壊する原因になるとか、いろいろおっしゃる意見もあるのですが、その辺はどのように説明していただけますか。

○日本の皇室制度に対する理解の仕方は、人それぞれによってかなり違います。いわば信仰に近いお考えの方もおられます。しかし、天皇は憲法の規定に基づく存在であるということも間違いのないわけです。ですから、退位された天皇が、どういう地位になられるのか。これは大事な点だと思いますので、それは法律で決めておく必要があると思います。

現天皇に限って適用されるということであるならば、御高齢であられますから、憲法上

の象徴としての立場、皇位は新天皇に譲られるべきだと思うのです。一部でも残ってしまうと何のために退位されたのかということになりますから、天皇としての権威というか、そういうものを新天皇に譲られる。前天皇は前天皇であられたということは間違いのないわけですが、憲法上の地位、役割はやめられた天皇には全てなくなるということをはっきりさせたほうがいいのではないかと思います。

○ほかにありますか。

それでは、時間でございますので、これで石原様からのヒアリングを終了します。

石原様、どうもありがとうございました。

○ありがとうございました。

#### (7) 今谷 明 帝京大学特任教授

○それでは、次に帝京大学特任教授、今谷明様から御意見を伺います。

資料1の八つの意見聴取項目について、20分程度御意見を陳述していただきまして、後、10分程度の意見交換を行いたいと思います。皆様、時間厳守のほど、お願いいたします。

それでは、今谷様、よろしく申し上げます。

○①、大体文章どおりなのでございますが、憲法の規定はともかくアメリカから押し付けられたようなものではなくて、幕末以前から千数百年の歴史、伝統があって、君臨すれども統治せずというのは日本が大先輩でございます。

平安時代から既にもう時間・空間の抽象的支配者ということで摂関家あるいは院、あるいは幕府、こういう権力主体から擁立されている存在。したがって、象徴の言葉もあれはGHQのシンボルを訳した訳語だと言われていますが、しかし、その前に歴史家からあるべき天皇の姿として象徴という言葉を使っておりますので、日本人が使い始めた、学者が使い始めたという言葉で、そういう象徴天皇の言葉が定着するいきさつを踏まえた上で憲法上の象徴ということを理解しないとだめだというのが私の持論でございます。

2番のほうにいきますが、①によって、天皇はその存在自体が重大・貴重なもので、国事行為・公的行為は必ずしも天皇御自身でなさる必要はないと思います。特に天皇は祈る存在だから祈っていればよいというような意見もございますが、しかし、お祈りのほうは長い伝統では大した問題ではないのです。天皇は神に近い存在ですから、鳥居の下をくぐらない。したがって、祈禱よりもはるかに時間、空間の抽象的支配者であって、国民を格付けする総本山であって、要するに抽象的支配者であるということの存在自体が重要なのでありますから、お忙しい業務は皇太子や弟宮ら皇族に代行をお願いしても一向差し支えはないというように考えております。

③、被災地訪問のことが話題になりますが、少々現在の今上陛下は間口を広げられ過ぎた嫌いがあると思います。日本は災害列島で、幾らでも災害は限りなく起こっているのに、被災地全てを慰問するというのは不可能でございます。天皇が幾人あっても足りない、間

に合わない。したがって、昭和天皇のように、昭和天皇も慰問は不公平になるというお考えから慰問はあまりされなかったと聞いておりますが、慰問は極力おやめになり、おことばだけで十分である。ですから、こういう被災地慰問などはこれから思い切って減らすべきであると考えております。

④が摂政宮のこと、摂政の設置についてでございます。摂政はあくまで王権の代行的措置として古くから位置づけられておりました。飛鳥、奈良時代は中継ぎ女帝のときは摂政を必ず。その摂政は皇族、皇太子摂政。よって、皇太子摂政というように言いますが、平安時代では摂政は幼帝と病中の天皇のときに置かれる。幼帝というのは10歳以前の幼い天皇。病中というのは天皇が御病気の期間だけ置く。これは准摂政というようにしておりますが、誰がなるのかというと太政大臣クラスの重臣です。平安時代から人臣摂政になるのですが、それ以前は皇族摂政。御老齢ゆえの摂政というのは歴史上例がございません。非常に難しい判断になるわけですが、現状では私個人としては摂政設置などの状況ではない。摂政設置は必ずしも必要ないのではないかとこのように考えております。

⑤、憲法4条2項に基づく国事行為委任。これは御老齢の陛下の代行としてはふさわしい。この規定をあるいは拡大して、公的行為にとりましてもこの規定を拡大して御老齢の代行措置として対応したらいいのではないかと。したがって、摂政設置には及ばないのではないかと。④と同じ意見でございます。

⑥に入ります。御高齢につき退位について、先ほど言いましたように伝統としては平安時代以来、御高齢で退位されたという例はほとんどないのです。したがって、あくまで緊急避難的な措置であるべきだと考えますが、陛下御自身のお考え方をそんたくしますと、北ヨーロッパ、北欧諸国、特にスウェーデンとかオランダとか、北欧諸国の君主の退位、最近70歳ぐらいで大体おやめになっております。そういう現実の北ヨーロッパの王様の例あるいは昭和天皇の晩年のとき、私もよく覚えておりますが、半年間、異様な自粛期間がありまして、プロ野球でも中日が優勝したのにビールかけもしない。それが行き過ぎかどうかはございますが、当時皇太子であった今の今上天皇自身が自粛は行き過ぎだという意味のスピーチをなさいました。ですから、今の陛下は殊更昭和天皇のときの晩年の行き過ぎ自粛を気にされておるのだらうと拝察いたします。

しかし、私、再考して思いますのに、昭和天皇の場合は国民にとって特別な感慨がありまして、戦争を経てきて国民も陛下も苦労されて、戦争を通じた期間、国民と苦労をともにされたという陛下の御意思と、国民も苦労したけれども、陛下も苦労されたという特別な思いがありましてああいう特異な半年間になったのだ。現在の陛下は、もう平和時代に即位された平和時代の天皇ですから、仮にああいう御病氣、御重病になったとしても国民は粛々と受け止めて、前のような昭和天皇のときのような異常な自粛騒ぎにはならないのではないかと私はひそかに考えております。これは私個人の考え方もかもしれません。

したがって、陛下は昭和天皇のときの半年間をそう気にされることはないのではないかと。もっとあっさりとして割り切って御理解いただければと思っておりますが、陛下は生物学

者でもあられますし、非常に理科系のお考えからなさって生真面目で、それはそれで非常に尊ぶべきことなのですが、お考えが非常に生真面目で几帳面で、お考え過ぎのところもあるのではないかと私は拝察しております。

⑥は、陛下のお考えをそんたくしたことを申し上げたのですが、今、確かに退位によって御公務の問題あるいは国事行為の問題を解決するというのも一案であろうかと思いますが、次の⑦、⑧にかかる事情があって問題なしとしないのではないか。実をいうとかなり困難なのではないかというように思っております。

それで⑦のほうに入りますが、先月、私がこの学識経験者の委員になったということを知り付けたのか、マスコミが殺到してきておりまして、とぼけて本当のことを言わないようにしているのですが、名刺を見るとみんな政治部の記者が出てきているのです。本来は宮内庁担当のそういう特殊な記者が来るべきところが、どんどんNHKも朝日新聞もそういうところは皆政治部の記者が私のようなところまで押しかけてきて、なぜだと聞いたらこれは政治問題ですからと言って、現在、記者、マスコミはこれを政治問題として捉えているということは間違いのないと思います。

御承知のように与野党の見解が分かれておりまして、既に政治問題化しかかっている、あるいは政治問題化していると言ってもいいような現状で、そこで天皇の問題についてこういうように国論が一致せず、あるいは与野党が一致せずの場合、近代憲政史上では極めて遺憾な処理が行われまして、それが歴史に禍根を残したのでございます。明治末の南北朝正閏問題、昭和初年の天皇機関説問題、国体明徴運動、さらに昭和初期の統帥権干犯問題、これらは与野党が分かれた上に野党の見解に軍部が便乗して取り返しもつかない日本の無謀な戦争へ転げ落ちていくような動きにつながった。特に南北朝正閏問題などは大逆事件とセットにして考えられていて、大変政府は困ったわけでございます。この南北朝正閏問題が歴史学にダメージを与えた影響もはかり知れない。歴史家の自粛というのはこのことから始まるのですが、第一、明治以降、北朝の天皇が続いているのに、それを逆賊で南朝が正統だなどという考え方は水戸学に影響されたにしてもおかしい。狂乱というか狂っているとしか思えない。そういう決定が政治対立によって引き起こされるというのが日本の近代の遺憾ながら憲政史の問題であって、学問の自由などもその前に吹き飛んでしまっていたわけでありまして。特に歴史家としては、南北朝正閏問題は痛恨の処置であります。

ですから、望ましいのは与野党一致するまで見送りが相当ではないか。これは私、個人的な見解かもしれませんが、たとえ陛下の御切望といえども政府が無条件に対応するような問題ではない。それは一番私が言いたいことで、この間も実はあるところで講演を頼まれて、この問題ではないのですが、中世の天皇の問題について講演したのですが、後で聴衆の方から、このことは政治の具にしてほしくない。それは極力国民としては心配しているところだと言われまして、私もそういう意見はかなり強いのではないかと思っております。

ですから、具体的に言いますと、野党が完全にどの法案あるいは摂政宮設置あるいはこ

のまま何もしない、公的措置をとらないというような四つぐらい選択肢があると思うのですが、そのうちのどれかと一致するまで見送りが相当で、あるいは与野党一致しなくても国民のほうで大体8割、9割方ぐらい一致してくれれば、それはその方策で法設置あるいは立法措置も構わないと思いますが、現状では陛下の公的公務のいろいろな現状あるいは摂政設置による一つの切り抜けを多々種々考えまして、いきなり陛下がおっしゃったから緊急措置的に一代限りの特例法でということにはならないのではないかと私は考えます。

⑧です。退位後の天皇について、退位された後は太上天皇と称するのが慣例でございます。ただし、これは日本独自の考え方で、諸外国は違います。中国は皇帝はやめればただの人です。しかし、日本ではもう古くから、奈良時代から、やめて太上天皇のほうが権限は強くなるということが再々起こっている。特に称徳天皇、孝謙天皇がやめられて、重祚して称徳天皇になりますが、孝謙上皇のときに現任の淳仁天皇との間に、大事と賞罰は太上天皇が行う。現役の天皇は小事と常の政だけでいいというように決められて、それは当時の正史にはっきり書かれておりますが、それ以後、平安時代に入って日本では太上天皇のほうが現役の天皇よりも圧倒的に権威と権力が移っているということがございます。この点で日本には独特の伝統がありまして、それを踏まえた象徴天皇でありますので、そういうことを考えずに今のまま前天皇というような扱いを作りますと、国民の目がどちらに向くか。それは新天皇ではなくて退位された前天皇のほうに向く可能性があります。そうすると権威の分裂ということがあり得る。これはゆゆしき事態であるとともに、天皇の権威自体をおとしめることにもなりかねない。果たしていかがなものか。

こういう歴史的な経緯と伝統の結果、今の象徴天皇というのができて上がっているわけですから、生前御退位についてはよほど慎重でなければならないと思うのでございます。

①～⑧に対する回答は以上でございます。

○ありがとうございました。

それでは、意見交換を行います。ただいまの説明につきまして、御質問、御意見があればお願いします。

○先生、ありがとうございました。

今、先生が最後に触れられた点なのですけれども、確かに歴史上、太上天皇が大きな力を持たれたということ、私も歴史の教科書等で勉強しているのですが、ただ、そのようなことが例えば今の憲法下での天皇が譲位された後にも起きる可能性がかなり高いというようにお考えでしょうか。

○戦後の皇室改革のときに貞明皇后が幕末時に戻るだけでおまえ達心配するなとおっしゃったようなことで、天皇というのは戦後できたものではなくて長い伝統を踏まえての存在であるというようなことは国民もある程度理解しているわけで、私が心配するような権威の分裂がないとは言い切れない。特に現在の陛下はこういのように象徴の実績を作ってこられた方ですからカリスマ的権威がございますので。

○どうぞ。

○ありがとうございました。

7番に与野党の見解が分かれています。与野党はいろいろな問題に関して常に分かれるのでありますが、既に政治問題化しているが故に与野党一致するまで見送りが相当だという御指摘があったのですが、このことについては違う見方もあります。天皇の問題については、むしろ与野党が歩み寄って何とか了解するポイントを見付けたいという努力も一方ではあるように私には思うのです。そうした場合に、与野党がむしろ一致するのではないかという可能性はいかがですか。そうだとすれば、さまざまな形で問題を前向きに動かしていく。つまり、いつ一致するかわからず、与野党一致するまで見送りが相当だというようにはならないことも想定されるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○そうなれば有り難いと思っていますけれども、ただ、昨日の新聞でしたか。野党側は法案が出てから、その内容を検討してからというようなことを言っておりまして、野党というのは政争の具にしようとして待ち構えているのでございます。そもそも野党というのはどういふ与野党の案が出て何か粗がないかという足を引っ張る、ずっとそういう歴史で来ておりまして、そういう良識を野党側が示してくれれば私もこういうことを言うのはやぶさかではございませんが、逆の可能性が高い。

先生おっしゃるように野党側が歩み寄って一致してくれれば私はそれで構わない、それでいいのではないかという意見です。ただし、若干心配な点は、先ほど言いました与野党一致、国民一致にかかわらず権威の分裂の心配というのは残る。

○ほかに、どうぞ。

○その与野党一致ともう一点、国民世論が8割、9割という御発言があったかと思いますが、後者の方は今かなりその状況に近いように思うのですが、その点はいかがでしょう。

○ただ、私は新聞で見たあれしかわかりませんが、摂政宮設置で切り抜ける方法と立法にしても皇室典範全面改正でいくのと、一代限りの特例法でいくのと三つぐらいの選択肢の中で、どれが一番圧倒的な8割というようなことを今のマスコミの状況からは伺えません。

○もう一点よろしいでしょうか。

○どうぞ。

○上皇といいますか退位なさった後の問題として、二元化するという御心配があるということなのですが、例えば今、非常に長寿社会になっていて、100歳を超えて御存命して下さるということもあり得ると思うのですが、その場合に、かなり長期にわたって摂政を置かなければいけないという事態にならないとも限らないと思われるのですが、そのような場合も象徴としての天皇がいらして、しかし、実際には摂政がいてほとんど全てやられるという状況が長期化するということを考えますと、やはり権威の二元化ということは同様に考えられないか、可能性があるのではないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○おっしゃるとおり、摂政を置けばまさに権威の分裂で、そういうおそれはありますね。最善の策ではない。ですから、私はできるだけ引き延ばして、今の程度なら何もせずにも

う1～2年様子を見る。陛下が自分で御自覚しておられるほど、陛下は心身にはそんなに異常を来しておられるようには思えない。昭和天皇のときはもっと御重体でしたので、そういうときには摂政というのは致し方ないと思いますが、現状で摂政を置く段階になっているのか、あるいはもうそれをすっ飛ばしてさらに立法、典範の全面改正とか、一代限りの特措法段階になっているのか、私は現状では疑問に感じているのです。

○ありがとうございます。

お話の中で今おっしゃったように摂政を置くには及ばない、代行すればいいというお話だったと思うのですが、国事行為は決まっていますけれども、代行した場合の公務というのは、代行される方がこれは公務だと決めれば、今、今上陛下がおやりになっっしゃるようなことをそのまま譲るというか、そのままやってくださいという意図ではないということですか。その先の代行の中身についてどういうようにお考えでしょうか。

○公務のあり方でございますが、現在の御公務は今の陛下夫妻がずっと築き上げてこられた。それは御自負のとおりだと思うのですが、それは陛下一代限りのこととして考えるしかないのではないかと。それと、先ほど言いましたように間口を広げられ過ぎた嫌いがある。ですので、公務については、本当は宮内庁のお役人がちゃんと軽重を付けてもっと減らす。例えば副大臣等ですね。あの副大臣の制度は新しくできたものですから、副大臣と大臣は分けて、副大臣はもう認証を任すとかそういうことをやるべきなのに、それを全部陛下に上げてしまって今のところ陛下の負担が昭和天皇よりも何倍も多いというような現状になっている。宮内庁のお役人の怠慢だと思うのです。

この間も宮内庁が上げてきた案で、難しいとか困難だとかと言って責任回避をしたのは、私はけしからぬと思う。一市民としても強く抗議したい。公務を軽重付けて、それを縮小していく。つまり、貴重な公務とそれ以外に切り分けてやっていくのがお役人の仕事なのに、それをやらずに全部丸投げして公務縮小は難しいなどと言っている。本当に国民をばかにしているとしか思えません。

○よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

それでは、これで今谷様からのヒアリングを終了します。今谷様、どうもありがとうございました。

## (8) 次回日程

○皆様、長時間にわたりまして御協力、誠にありがとうございました。

次回は11月30日午前9時から第3回目の有識者ヒアリングを実施したいと思います。今度は憲法の専門家が集まってということになります。よろしくお願ひします。